

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成23年4月1日
(第67期) 至 平成24年3月31日

日 本 精 機 株 式 会 社

(E02214)

第67期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

有 価 証 券 報 告 書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

日本精機株式会社

目 次

	頁
第67期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	9
5 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	12
1 【業績等の概要】	12
2 【生産、受注及び販売の状況】	14
3 【対処すべき課題】	15
4 【事業等のリスク】	22
5 【経営上の重要な契約等】	22
6 【研究開発活動】	23
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	24
第3 【設備の状況】	27
1 【設備投資等の概要】	27
2 【主要な設備の状況】	28
3 【設備の新設、除却等の計画】	31
第4 【提出会社の状況】	32
1 【株式等の状況】	32
2 【自己株式の取得等の状況】	39
3 【配当政策】	40
4 【株価の推移】	40
5 【役員の状況】	41
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	46
第5 【経理の状況】	56
1 【連結財務諸表等】	57
2 【財務諸表等】	102
第6 【提出会社の株式事務の概要】	131
第7 【提出会社の参考情報】	132
1 【提出会社の親会社等の情報】	132
2 【その他の参考情報】	132
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	133

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月28日
【事業年度】	第67期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
【会社名】	日本精機株式会社
【英訳名】	NIPPON SEIKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永 井 正 二
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
【電話番号】	(0258)24-3311(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部経理部 渡 辺 桂 三 シニアマネジャー
【最寄りの連絡場所】	新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
【電話番号】	(0258)24-3311(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理本部経理部 渡 辺 桂 三 シニアマネジャー
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	平成20年 3 月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月
売上高 (百万円)	197,013	167,296	135,225	167,276	175,981
経常利益 (百万円)	17,996	12,896	7,185	10,490	14,866
当期純利益 (百万円)	11,153	8,245	2,963	6,010	7,409
包括利益 (百万円)	—	—	—	4,685	5,250
純資産額 (百万円)	87,829	81,822	88,782	92,187	96,243
総資産額 (百万円)	161,212	132,164	161,633	191,561	207,632
1株当たり純資産額 (円)	1,390.71	1,361.82	1,464.39	1,517.74	1,588.78
1株当たり 当期純利益金額 (円)	184.90	142.75	51.84	104.91	129.33
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	182.80	141.32	51.47	—	129.29
自己資本比率 (%)	51.52	58.74	51.92	45.39	43.83
自己資本利益率 (%)	13.66	10.26	3.67	7.04	8.33
株価収益率 (倍)	7.31	4.25	21.32	9.52	8.06
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	15,509	15,384	13,542	19,029	15,758
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△12,260	△7,911	△5,213	△9,525	△8,677
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	13,923	△11,210	15,543	19,671	506
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	26,238	20,601	45,553	70,381	76,275
従業員数 (名)	10,019	10,339	10,396	10,733	11,323

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第66期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されますが、第66期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないためこれによる影響はありません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	平成20年 3 月	平成21年 3 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月
売上高 (百万円)	115, 146	90, 642	73, 059	95, 794	94, 316
経常利益 (百万円)	8, 048	6, 199	2, 320	2, 802	8, 399
当期純利益 (百万円)	5, 951	3, 633	378	1, 810	4, 330
資本金 (百万円)	14, 470	14, 470	14, 494	14, 494	14, 494
発行済株式総数 (千株)	60, 855	60, 855	60, 907	60, 907	60, 907
純資産額 (百万円)	62, 501	59, 471	61, 389	62, 182	65, 896
総資産額 (百万円)	119, 136	99, 321	123, 554	149, 657	162, 736
1 株当たり純資産額 (円)	1, 046. 49	1, 043. 25	1, 071. 27	1, 085. 38	1, 150. 01
1 株当たり配当額 (円)	21. 00	19. 50	12. 00	14. 00	18. 00
(内 1 株当たり 中間配当額) (円)	(10. 00)	(10. 00)	(5. 00)	(7. 00)	(7. 00)
1 株当たり 当期純利益金額 (円)	98. 66	62. 91	6. 63	31. 60	75. 58
潜在株式調整後 1 株当たり 当期純利益金額 (円)	97. 54	62. 28	6. 58	—	75. 56
自己資本比率 (%)	52. 46	59. 88	49. 69	41. 55	40. 48
自己資本利益率 (%)	9. 38	5. 96	0. 63	2. 93	6. 76
株価収益率 (倍)	13. 69	9. 65	166. 67	31. 61	13. 79
配当性向 (%)	21. 29	31. 00	181. 00	44. 30	23. 82
従業員数 (名)	1, 751	1, 773	1, 747	1, 731	1, 692

(注) 1

1 株当たり配当額に含まれる記念配当又は特別配当 (円)	13. 00 (特別)	11. 50 (特別)	2. 00 (特別)	4. 00 (特別)	8. 00 (特別)
------------------------------	----------------	----------------	---------------	---------------	---------------

- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第66期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 当事業年度より、「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号 平成22年 6 月30日)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号 平成22年 6 月30日公表分)を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されますが、第66期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないためこれによる影響はありません。

2 【沿革】

昭和21年12月	新潟県長岡市蔵王町(現・松葉)に日本精機株式会社を設立。 時計・計器類の製造販売を開始。
昭和26年10月	新潟県長岡市北中島町(現・中島)に本社工場を新設し、本社を移転。
昭和28年8月	東京連絡所(現・東京営業所)を開設。
昭和30年9月	新潟県長岡市西新町(現・城岡)に本社及び本社工場を移転。
昭和34年6月	大阪連絡所(現・大阪営業所)を開設。
9月	埼玉県上尾市に(有)旭計器製作所(昭和47年4月株式会社に改組)を設立。
昭和36年7月	浜松出張所(現・浜松営業所)を開設。
昭和45年2月	新潟県長岡市に日精サービス(株)を設立。(現・連結子会社)
12月	現在地に本社・本社工場を移転。
12月	新潟県小千谷市に真人工場を新設。
昭和46年7月	真人工場を(株)真人日本精機に改組設立。
昭和47年11月	米国、カリフォルニア州にエヌ・エス・インターナショナル社を設立。(現・連結子会社)
昭和48年6月	新潟県長岡市にエヌエスエレクトロニクス(株)を設立。(現・連結子会社)
昭和51年8月	液晶表示素子の製造を開始。
昭和53年7月	新潟県長岡市に(株)ホンダベルノ長岡を設立。
昭和57年6月	広島県庄原市に(株)ワイエヌエス(現・NSウエスト(株))を設立。(現・連結子会社)
11月	液晶組立が本社工場より液晶製造部に独立。
昭和58年11月	新潟県長岡市に日精ホンダ(株)を設立。
昭和60年4月	新潟県長岡市に(株)エヌエス・コンピュータサービス(現・(株)NS・コンピュータサービス)を設立。(現・連結子会社)
昭和61年3月	決算月を9月から3月に変更。
7月	米国、オハイオ州にニューサバイナインダストリーズ社を設立。(現・連結子会社)
昭和62年8月	英国、オックスフォードシャー州にユーケーエヌ・エス・アイ社を設立。(現・連結子会社)
平成元年2月	株式を東京証券取引所市場第二部及び新潟証券取引所に上場。
平成2年11月	新潟県長岡市にR&Dセンターを新設。
平成5年10月	エヌエスエレクトロニクス(株)と(株)エフ・エス・シーが合併。
平成6年4月	中国、香港に香港易初日精有限公司を設立。(現・連結子会社)
平成7年2月	中国、上海に合弁会社上海易初日精有限公司(現・上海日精儀器有限公司)を設立。 (現・連結子会社)
8月	ISO9001認証取得。
12月	タイ王国、チョンブリ県にタイ-ニッポンセイキ社を設立。(現・連結子会社)
平成8年2月	(株)ホンダベルノ長岡と(株)ホンダクリオ長岡が合併し、(株)ホンダ四輪販売長岡を設立。
12月	米国ビッグスリーの品質要求規格QS9000の認証取得。
12月	エヌエスエレクトロニクス(株)と関係会社エヌエスパーツ(株)が合併。
平成9年9月	エヌ・エス・インターナショナル社の拠点を米国、ミシガン州に統合。
9月	タイ王国、チョンブリ県にタイ マット エヌエス社を設立。(現・連結子会社)
平成10年5月	新潟県長岡市に第二液晶工場を新設。
平成11年8月	ISO14001認証取得。
平成12年7月	(株)真人日本精機と(株)旭計器製作所が合併し、エヌエスアドバンテック(株)を設立。 (現・連結子会社)
平成13年1月	中国、香港に香港支店を開設。
11月	中国、香港に香港日本精機有限公司を設立。(現・連結子会社)
12月	インドネシア、バンテン州にインドネシア エヌエス社(現・インドネシア ニッポンセイキ社)を設立。(現・連結子会社)
12月	インド、ハリヤナ州のジェイエヌエス インストルメンツ社に出資。
平成14年4月	新潟県長岡市の(株)大和ホンダを子会社として追加。
8月	ブラジル、アマゾナス州にニッポンセイキ・ド・ブラジル社を設立。(現・連結子会社)
12月	オランダ、アムステルダム市にニッポンセイキヨーロッパ社を設立。(現・連結子会社)
平成15年9月	中国、広東省に東莞日精電子有限公司を設立。(現・連結子会社)

- 平成16年 3月 ニッポンセイキヨーロッパ社が、ドイツ、ミュンヘン市にミュンヘン事務所を開設。
 6月 中国、江蘇省に日精工程塑料(南通)有限公司を設立。(現・連結子会社)
 7月 ISO/TS16949認証取得。
 10月 (株)N S・コンピュータサービスが新潟県長岡市に情報センターを開設。
 11月 新潟県長岡市に(株)N Sモータース(現・(株)カーステーション新潟)を設立。(現・連結子会社)
 12月 中国、浙江省の慈溪市政通電子有限公司(現・浙江日精儀器有限公司)に出資を行い、合弁契約を締結。
- 平成18年 5月 新潟県長岡市に(株)新長岡マツダ販売を設立。(現・連結子会社)
 6月 (株)ホンダ四輪販売長岡が(株)大和ホンダを合併。(現・連結子会社)
 7月 新潟県長岡市にN Sテクニカルセンターを新設。
 7月 ブラジル、サンパウロ州にエヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社を設立。(現・連結子会社)
- 平成19年 3月 ベトナム、ハノイ市にベトナム・ニッポンセイキ社を設立。(現・連結子会社)
 8月 タイ王国、チョンブリ県にニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ(タイ)社を設立。
- 平成20年 4月 メキシコ、ヌエボレオン州にニッポンセイキ・デ・メヒコ社、ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社の2社を設立。
 10月 台湾、基隆市の尚志精機股份有限公司(現・台湾日精儀器股份有限公司)への出資比率を高め、同社及び同社子会社の常州尚志精機有限公司(現・常州日精儀器有限公司)(中国、江蘇省)を連結子会社化。
- 平成21年 7月 中国における二輪車用計器事業強化のため、中国の浙江日精儀器有限公司(平成21年6月に慈溪市政通電子有限公司から社名変更)への出資比率を高め、完全子会社化。
- 平成22年12月 ディーラー事業強化・拡大を目的として、新潟マツダ自動車(株)の株式を、マツダ(株)から取得。新潟県全域でマツダディーラー事業を展開。(現・連結子会社)
- 平成23年 6月 中国における四輪車用計器事業強化のため、湖北省武漢市に日精儀器武漢有限公司を設立。中国現地企業との合弁で、中国系現地自動車メーカーへの販売拡大を図る。
 6月 中国における二輪車用計器事業強化のため、常州日精儀器有限公司への出資比率を高め、完全子会社化。迅速な経営、品質・コスト・納期など競争力を強化。
- 平成24年 2月 インドにおける四輪車・二輪車用計器の生産能力拡大とコスト競争力強化のため、インド南部、アーンドラ・プラデーシュ州にエヌエス インスツルメンツ インディア社を設立。
 3月 中国における営業と設計開発機能の整備・強化を目的として、上海市に日精儀器科技(上海)有限公司を設立。

3 【事業の内容】

当社の企業集団は、当社、子会社35社及び関連会社1社で構成され、四輪車用・二輪車用・汎用計器類、民生用機器、液晶表示素子の製造販売及び自動車販売を主な事業内容とし、さらに各事業に関連する物流、コンピューターシステム、樹脂材料加工・販売等の事業を展開しております。

国内関係会社においては、製造会社は主として当社の生産体制と一体となって、当社製品の部品・完成品の製造を担当し主に当社へ納入をしております。その他販売及びサービス関連の会社については当社及びグループ間の取引のほか、直接他の法人、エンドユーザーとの取引をしております。

海外関係会社においては、現地系企業への販路拡大及び当社国内得意先の海外展開へ対応するとともに、なかでも中国・アジア拠点は、グループ内相互補完の輸出基地としての役割をもって当社製品の製造・販売を行っております。

当社グループの事業に係わる位置付け、及びセグメントとの関連は次のとおりであります。

なお、従来「その他」に含めておりました「自動車販売事業」につきまして、ディーラー事業の強化・拡大を推進した結果、量的な重要性が増したことから当連結会計年度より新たな報告セグメントとして区分掲記しております。

セグメントの名称	主 要 製 品 等	会 社 名
自動車及び汎用計器事業	四輪車用計器 ヘッドアップディスプレイ 二輪車用計器 汎用計器 各種センサー	当社 エヌエスアドバンテック(株) エヌエスエレクトロニクス(株) NSウエスト(株) ユーケーエヌ・エス・アイ社 ニッポンセイキヨーロッパ社 ニューサバイナインダストリーズ社 エヌ・エス・インターナショナル社 ニッポンセイキ・ド・ブラジル社 エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社 タイ・ニッポンセイキ社 インドネシア ニッポンセイキ社 ベトナム・ニッポンセイキ社 上海日精儀器有限公司 台湾日精儀器股份有限公司 常州日精儀器有限公司 ○ニッポンセイキ・デ・メヒコ社 ○ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社 ○日精儀器武漢有限公司 ○浙江日精儀器有限公司 ○日精儀器科技(上海)有限公司 ○エヌエス インストルメンツ インディア社 □ジェイエヌエス インストルメンツ社
民生機器事業	OA・情報機器操作パネル 空調・住設機器コントローラー FA・アミューズメントユニット ASSY 高密度実装基板EMS	当社 エヌエスアドバンテック(株) エヌエスエレクトロニクス(株) 香港日本精機有限公司 東莞日精電子有限公司 上海日精儀器有限公司 ○ニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ(タイ)社
ディスプレイ事業	液晶表示素子・モジュール 有機EL表示素子・モジュール	当社 ニッポンセイキヨーロッパ社 香港日本精機有限公司 上海日精儀器有限公司

セグメントの名称	主 要 製 品 等	会 社 名
自動車販売事業	新車・中古車の販売 車検・整備等のサービス	(株)ホンダ四輪販売長岡 新潟マツダ自動車(株) (株)新長岡マツダ販売 (株)マツダレンタカー新潟 (株)カーステーション新潟
その他	貨物運送 ソフトウェアの開発販売 受託計算 樹脂材料の加工・販売 その他	当社 日精サービス(株) (株)NS・コンピュータサービス エヌエスアドバンテック(株) タイ マット エヌエス社 香港易初日精有限公司 日精工程塑料(南通)有限公司 ○日精給食(株)

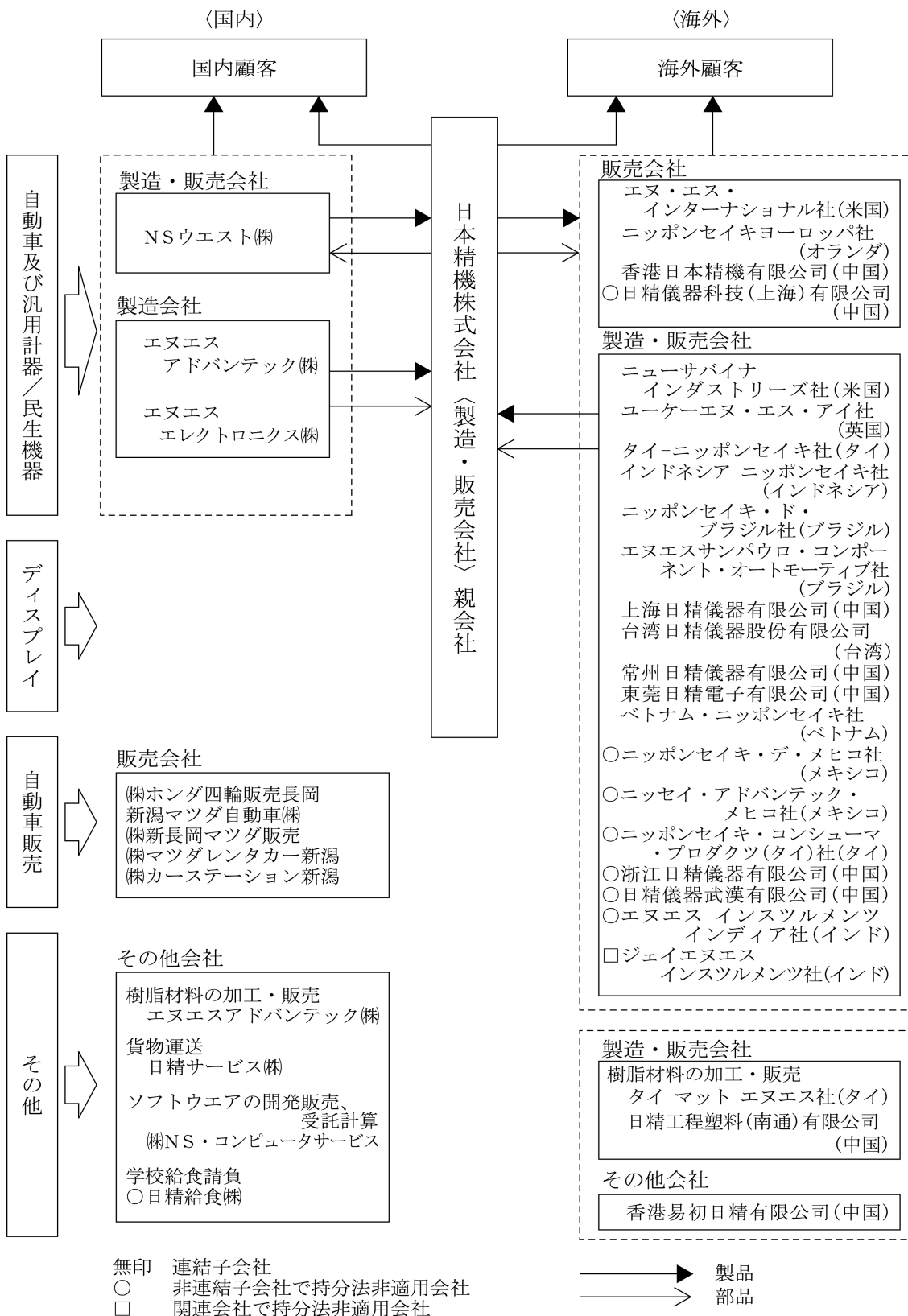
(注) 1 複数の事業を営んでいる会社については、それぞれの事業区分に記載しております。

2 無印 連結子会社

3 ○ 非連結子会社で持分法非適用会社

4 □ 関連会社で持分法非適用会社

事業の系統図は次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社)						
エヌエス アドバンテック(株)	新潟県小千谷市	161	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業 その他	100.0	—	製品及び部品の購入、土地建 物の賃貸、資金の借入 転籍2名、当社従業員1名
エヌエスエレクト ロニクス(株)	新潟県長岡市	91	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業	100.0	—	製品及び部品の購入、資金の 貸付、土地建物の賃貸 転籍2名、当社従業員2名
NSウエスト(株)	広島県庄原市	300	自動車及び 汎用計器事業	100.0	—	製品の販売及び購入、資金の 借入 役員の兼任2名
(株)NS・コンピュータ サービス	新潟県長岡市	323	その他	100.0	—	ソフトウェアの開発委託、 土地建物の賃貸、資金の借入 役員の兼任1名、転籍1名
日精サービス(株)	新潟県長岡市	100	その他	100.0	—	製品の梱包・運搬、土地建物 の賃貸、資金の借入 転籍2名
(株)ホンダ四輪販売長岡	新潟県長岡市	130	自動車販売事業	100.0	—	営業用車両の購入、土地建物 の賃貸、資金の貸付及び借入 転籍5名、当社従業員1名
新潟マツダ自動車(株)	新潟県新潟市	20	自動車販売事業	100.0	—	資金の貸付 当社従業員1名
(株)新長岡マツダ販売	新潟県長岡市	100	自動車販売事業	100.0	—	営業用車両の購入、資金の貸 付 当社従業員1名
(株)マツダレンタカー新潟	新潟県新潟市	10	自動車販売事業	100.0 (100.0)	—	当社従業員1名
(株)カーステーション新潟	新潟県長岡市	10	自動車販売事業	100.0	—	営業用車両の購入、土地建物 の賃貸、資金の貸付 役員の兼任1名、出向1名、 転籍1名、当社従業員1名
ユーケーエヌ・ エス・アイ社	英国 ウースターシャ ー州	千STG£ 12,761	自動車及び 汎用計器事業	100.0	—	製品の販売、資金の貸付及び 借入 役員の兼任3名
ニッポンセイキ ヨーロッパ社	オランダ アムステルダム 市	千ユーロ 350	自動車及び 汎用計器事業 ディスプレイ事業	100.0	—	製品の販売 役員の兼任4名、当社従業員 1名
ニューサバイナ インダストリーズ社	米国オハイオ州	千US\$ 12,700	自動車及び 汎用計器事業	100.0 (7.9)	—	製品の販売、資金の貸付 役員の兼任2名、出向2名
エヌ・エス・ インターナショナル社	米国ミシガン州	千US\$ 480	自動車及び 汎用計器事業	100.0	—	製品の販売、資金の借入 役員の兼任3名、出向2名
ニッポンセイキ・ド・ ブラジル社	ブラジル アマゾナス州	千BRL 51,997	自動車及び 汎用計器事業	100.0	—	製品の販売 出向3名
エヌエスサンパウロ・ コンポーネント・ オートモーティブ社	ブラジル サンパウロ州	千BRL 17,200	自動車及び 汎用計器事業	100.0 (20.0)	—	製品の販売 出向3名
タイ-ニッポンセイキ社	タイ王国 チョンブリ県	千BAHT 406,500	自動車及び 汎用計器事業	69.9	—	製品の販売及び購入 役員の兼任2名、出向1名
タイ マット エヌエス社	タイ王国 チョンブリ県	千BAHT 100,000	その他	83.5 (73.0)	—	出向1名
インドネシア ニッポンセイキ社	インドネシア バンテン州	千US\$ 4,500	自動車及び 汎用計器事業	70.0	—	製品の販売 役員の兼任2名、出向1名、 当社従業員1名
ベトナム・ ニッポンセイキ社	ベトナム ハノイ市	千US\$ 7,000	自動車及び 汎用計器事業	70.0	—	製品の販売 役員の兼任2名、出向1名
香港日本精機有限公司	中華人民共和国 香港	千HK\$ 24,977	民生機器事業 ディスプレイ事業	100.0 (30.0)	—	製品の販売及び購入、資金の 貸付 役員の兼任2名、出向1名
東莞日精電子有限公司	中華人民共和国 広東省	千US\$ 3,329	民生機器事業	100.0 (30.2)	—	製品の販売 役員の兼任3名、出向1名
上海日精儀器有限公司	中華人民共和国 上海市	千US\$ 10,000	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業 ディスプレイ事業	80.0 (80.0)	—	製品の販売 役員の兼任3名、出向2名

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
香港易初日精有限公司	中華人民共和国 香港	千US\$ 8,910	その他	100.0 (5.0)	—	役員の兼任2名
台湾日精儀器 股份有限公司	台湾 基隆市	千NT\$ 100,000	自動車及び 汎用計器事業	80.0	—	製品の販売 役員の兼任3名、出向1名、 当社従業員1名
常州日精儀器有限公司	中華人民共和国 江蘇省	千US\$ 5,200	自動車及び 汎用計器事業	100.0	—	製品の販売 役員の兼任1名、出向3名
日精工程塑料(南通)有限 公司	中華人民共和国 江蘇省	千US\$ 8,000	その他	100.0 (100.0)	—	資金の貸付 転籍2名

(注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2 「議決権の所有(被所有)割合」欄の(内書)は間接所有であります。

3 特定子会社に該当する子会社は、ユーケーエヌ・エス・アイ社、ニューサバイナインダストリーズ社及びエヌ・エス・インターナショナル社であります。

4 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
自動車及び汎用計器事業	7,591
民生機器事業	1,000
ディスプレイ事業	176
自動車販売事業	508
その他	799
全社(共通)	1,249
合計	11,323

(注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

2 当連結会計年度より、「自動車販売事業」を報告セグメントとしたことにより、従来「その他」に含めておりました従業員数を区分掲記しております。

(2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,692	41.8	18.1	5,783

セグメントの名称	従業員数(名)
自動車及び汎用計器事業	1,193
民生機器事業	137
ディスプレイ事業	176
その他	13
全社(共通)	173
合計	1,692

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

a 結成年月日と名称

結成：昭和34年2月14日

名称：JAM日本精機労働組合

b 組合員数

1,352名(平成24年3月31日現在)

c 所属上部団体名

産業別労働組合ジェイ・エイ・エム

d 労使関係は、円満な関係を維持しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における世界経済は、新興国の成長に牽引され緩やかな回復基調にあるものの、欧州における債務問題の長期化による景気への影響が徐々に深刻化するにつれ、景気減速傾向が明らかとなり、先行き不透明感が高まりました。

日本経済は、2011年3月に発生した東日本大震災の影響から持ち直しつつあるものの、同年10月にタイで発生した洪水の影響や、世界経済の減速、長期化する円高などを受けて、景気の本格回復には至りませんでした。

このような状況において、当社グループは、連結企業体としてグローバルでの競争に勝ち残り、継続的に成長できる企業体質を実現すべく、品質第一に徹し、競争に負けない「もの造り総合力」（コスト・技術・物流・サービス）を強化してまいりました。

自動車及び汎用計器事業においては、今後、成長・拡大が見込まれる中国・インドで、市場シェアの拡大を図り、両市場における当社グループの地位をより強固なものとする 것을 目的として、更なる生産能力拡大及びコスト競争力強化を図ってまいりました。

中国においては、四輪車市場におけるシェア拡大のために、上海に次ぐ製造拠点として、武漢市に現地パートナーとの合弁により、「日精儀器武漢有限公司」を2011年6月に設立いたしました。なお、同社は、2011年12月に工場建設に着工し、2012年12月から量産を開始する予定であります。また、二輪車・四輪車メーカーからの受注拡大に向けた営業機能及び設計開発機能を整備・強化し、統括することを目的として、「日精儀器科技(上海)有限公司」を2012年3月に設立いたしました。同社を設立したことにより、現地における迅速な意思決定、顧客に密着したニーズへの対応及び設計開発活動の現地化による開発日程短縮を行い、顧客満足度アップを実現してまいります。

インドにおいては、更に拡大する顧客ニーズに対応し、二輪車用計器・四輪車用計器のシェア拡大を図るために、第2の製造拠点として、インド南部のアーンドラ・プラデーシュ州に当社グループが100%出資する「エヌエスインスツルメンツ インディア社」を2012年2月に設立いたしました。同社は、2012年7月に工場建設に着工し、2014年1月から量産を開始する予定であります。なお、二輪車用計器はこれに先立ち、2013年1月よりレンタル工場にて量産を開始いたします。

このように、当社グループは、今後も大きく成長することが見込まれる市場において、積極的に拠点を展開し、二輪車用計器・四輪車用計器のシェア拡大を図ってまいります。

自動車販売事業においては、更に事業の強化・拡大を図るために、2012年2月に「新潟マツダ自動車株式会社」の株式10%をマツダ株式会社から取得し、同社を当社の100%連結子会社といたしました。

このような事業展開の結果、当連結会計年度の売上高は、175,981百万円(前年同期比5.2%増)、営業利益は、13,509百万円(前年同期比7.8%減)、経常利益は、14,866百万円(前年同期比41.7%増)、当期純利益は、7,409百万円(前年同期比23.3%増)となりました。

セグメントの業績は次の通りであります。各セグメントの売上高は、外部顧客への売上高を記載しております。

なお、従来「その他」に含めておりました「自動車販売事業」につきまして、ディーラー事業の強化・拡大を推進した結果、量的な重要性が増したことから当連結会計年度より新たな報告セグメントとして区分掲記しており、前連結会計年度との比較は変更後の区分により作成した情報に基づいて記載しております。当事業は主に新車・中古車の販売、車検・整備等のサービスを行っております。

自動車及び汎用計器事業は、四輪車用計器、二輪車用計器、汎用計器がともに増加し、売上高128,588百万円(前年同期比2.9%増)、営業利益11,989百万円(前年同期比13.2%減)となりました。

民生機器事業は、OA・情報機器操作パネル等の減少により、売上高13,849百万円(前年同期比6.2%減)、営業利益350百万円(前期営業損失45百万円)となりました。

ディスプレイ事業は、液晶ディスプレイ等が減少し、売上高4,149百万円(前年同期比1.4%減)、営業損失376百万円(前期営業損失239百万円)となりました。

自動車販売事業は、新車販売等が増加し、売上高18,893百万円(前年同期比42.7%増)、営業利益478百万円(前年同期比67.2%増)となりました。

その他は、樹脂材料の加工・販売等が増加し、売上高10,500百万円(前年同期比4.1%増)、営業利益1,342百万円(前年同期比31.8%増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況は、現金及び現金同等物が前連結会計年度に比べ5,894百万円増加し、76,275百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは15,758百万円の収入超過となりました。仕入債務が前年同期と比較して5,060百万円増加しましたが、売上債権が前年同期と比較して4,426百万円増加したこと等により、営業活動によるキャッシュ・フローは前年同期と比較して3,271百万円(17.2%)の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは8,677百万円の支出超過となりました。貸付による支出が前年同期と比較して1,337百万円、有形固定資産の取得による支出が前年同期と比較して1,328百万円増加しましたが、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出が前年同期と比較して1,634百万円減少したこと、貸付金回収による収入が前年同期と比較して1,634百万円増加したこと等により、投資活動によるキャッシュ・フローは前年同期と比較して847百万円(8.9%)の支出減となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、短期借入金が増加したこと等により、前年同期と比較して19,165百万円(97.4%)収入減の506百万円の収入超過となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期比(%)
自動車及び汎用計器事業	123,102	+2.7
民生機器事業	13,469	△6.9
ディスプレイ事業	4,149	△1.4
自動車販売事業	—	—
その他	4,266	+22.0
合計	144,987	+2.1

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 金額は、販売価格によっております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
ディスプレイ事業	4,180	+0.7	82	+58.5
合計	4,180	+0.7	82	+58.5

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 ディスプレイ事業以外の製品は、原則として見込み生産を行っております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期比(%)
自動車及び汎用計器事業	128,588	+2.9
民生機器事業	13,849	△6.2
ディスプレイ事業	4,149	△1.4
自動車販売事業	18,893	+42.7
その他	10,500	+4.1
合計	175,981	+5.2

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

3 【対処すべき課題】

次期では、新興国でのシェア拡大、及び日米欧での製品の高付加価値化を実現すべく、以下の戦略的課題に取り組んでまいります。

① 品質マネジメントシステムの強化

予知予防型の品質管理を強化します。

② 技術の高度化

既存技術の深掘り・新しい要素技術開発を進めることにより、製品の高付加価値化を実現します。

③ グローバルでの生産相互補完体制の構築

新興国での生産拠点の整備を進めながらサプライチェーンを最適化し、コスト・物流面での競争力を強化します。

④ 徹底した業務効率の向上

複雑化する業務を整然とこなすための、仕事の「仕組み」を確立します。

⑤ 株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、平成19年5月17日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。)及びこれに付随する当社株券等の買付け等に関するルールを導入を決定し、また、平成21年5月15日開催の取締役会において、その一部を修正し、継続することを決定の上、同日付で公表しております(以下、修正後のものを「現行TKKルール」といいます。)。

現行TKKルールの有効期限は、平成23年6月30日までとなっておりますが、当社は、現行TKKルール導入以降の法令改正等も踏まえ、平成23年5月13日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号ロ(2))として平成23年7月1日をもって現行TKKルールに所要の変更を行った上で(以下、変更後のTKKルールを「本TKKルール」といいます。)、継続することを決定しております。

主な変更点は、文章全体の整理(内容の重複を解消・用語を統一)、現行TKKルール導入以降の法令改正等や判例の動向を踏まえた変更等に留まっております。

なお、会社法及び金融商品取引法、これらに関する規則、政令、内閣府令及び省令、金融商品取引所規則並びにガイドライン等(以下、総称して「法令等」といいます。)に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があり、これらが施行された場合には、本TKKルールにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

[1] 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。また、当社を支配する者の在り方は、最終的には当社の株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものであり、国内外に様々な株主の皆様を有する当社としては、特定の者又はグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式(以下、「支配株式」といいます。)の取得行為が行われるに際して、株主の皆様十分に情報が提供される等、その適切な判断がなされる環境を整えることが大切であると考えております。

しかしながら、当社支配株式の取得行為の中には、株主の皆様に対して事前に当該支配株式の取得行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様が当該支配株式の取得行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間を確保しないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資さない態様のものも想定されます。

当社は、上記のように、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資さない態様の当社支配株式の取得は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると判断し、かかる考え方をもち、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

[2] 基本方針の実現に向けた当社の取組み

当社は、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を向上させるための取組みとして、下記1.の経営ビジョン「NEMS 433」の実行に取り組むとともに、当社株券等について大量買付行為がなされた際にそれに対する評価が透明性・客観性をもって行われ、国内外の株主の皆様や投資者に適切に開示がなされるように取り組んでおります。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益を著しく損なうおそれのある大量買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記[1]の基本方針の実現に資するものであると考えております。

1. 経営ビジョン「NEMS 433」の実行及びグローバルでの事業の強化・拡大

当社は、2007年度から新たな経営ビジョン「NEMS 433」(NEMSとは、日本精機(NS)型のEMS(Electronics Manufacturing Service)をいいます。)をスタートいたしました。

「NEMS 433」は、「NEMS」をさらに進化させていくことで、当社グループの成長を図ることを目標としております。具体的には、実装・接続技術を核に、金型、成型、表示などの当社保有の多様な技術を組み合わせた相乗効果により、付加価値の高い技術・製品を創り出すことで、事業の拡大に取り組んでまいります。

なお、「433」の「4」は「4つの大切」を意味し、「4つの大切」には、①「志」(目標達成のためには、強い意志が大切)、②「社会」(社会の責任ある存在として、株主の皆様との良好な関係の構築や法令遵守、環境保全に努めることが大切)、③「お客様」(事業発展のためには、常にお客様の満足を高めていくことが大切)、④「人」(企業は人なりという考え方のもと、当社グループで働く全ての人が能力を存分に発揮できる仕組み・環境をつくるのが大切)という考え方が込められています。

また、当社は、「顧客の立場に立って、価値の高い製品を提供することにより、社会の繁栄に貢献する」という経営理念の下、企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上に取り組んでおります。

社会が今まで以上に速く激しく変化していく中、当社では、その変化に素早く適応し、また、変化を先取りすることで、当社の経営理念が実現されると考えています。そのために、当社は技術開発力の強化に取り組んでおります。当社グループの持続的な成長のためには、製品仕様を高度化し、グローバルで製造・販売していくためのコスト・技術・物流・サービス等の「もの造り総合力」を絶えず変化・進化させていくことが不可欠であります。

また、当社グループが中長期的に飛躍を遂げていくためには、グローバルでの事業の強化・拡大は欠かすことができません。そのために、当社では、製造・販売拠点の拡充はもとより、多様な社会・文化を理解し、グローバル社会の中で受け容れられ、また、貢献していくことが、当社グループにとっての企業価値の向上に資するものと考えております。

そして、企業は社会的存在であるとの認識のもと、株主の皆様や顧客、取引先、従業員、地域社会などと当社との良好な関係が、当社グループの成長を支え、企業価値を高めるものであると考えております。

このように当社グループは、株主の皆様をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会などと当社との良好な関係を企業価値の源泉としており、グローバル社会での責任ある存在としての自覚を持ち、「もの造り総合力」を高度化していくことにより、企業価値の増大を図ってまいります。

このように、当社では、この「4つの大切」を経営の根幹に据え、「NEMS」により技術の高度化と製品の付加価値の向上を図るとともに、グローバルに事業展開することで、当社グループの企業価値及び株主の皆様共同の利益の更なる向上を図ってまいります。

[3] 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、経営ビジョン「NEMS 433」に加えて、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方につき、当社の株主の皆様が十分な情報を得た上で適切な判断をするために必要な情報提供がなされることを確保するための手続として、本TKKルールを定めることといたしました。

具体的には、当社株券等の大量買付行為(後記の[3](2)(i)において定義されます。以下同じとします。)がなされ、又はなされようとする場合には、まずは、当社経営陣から独立した社外監査役等から構成される独立委員会が、当該大量買付行為について、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するか否かという観点から、情報収集、評価及び検討等を行い、その結果を基にした独立委員会としての意見を、株主の皆様の開示することといたしております。

なお、本TKKルールは、大量買付行為がなされた際の当社における手続の透明性・客観性を高めることを目的としており、新株予約権又は新株の無償割当て等を用いた具体的な対抗措置について定めるものではありません。当社取締役会は、大量買付行為がなされた場合に、本TKKルール違反のみを理由として直ちに新株予約権又は新株の無償割当て等の対抗措置を発動する予定はございませんが、善管注意義務を負う受託者として、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上に資するよう適切に対応していく所存です。

(1) 本TKKルールの定める手続の概要

当社は、当社株券等の大量買付行為がなされようとする場合には、これに先立ち、当社経営陣から独立した当社社外監査役及び社外有識者(即ち、会社経営者、官庁出身者、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又はこれらに準ずる者)からなる独立委員会が、情報収集、その評価及び検討並びに株主の皆様に対する意見表明を行うことが適切であると判断し、そのための手続として、以下の内容の本TKKルールを制定いたしました。

(2) 本TKKルールの定める手続の内容

(i) 本TKKルールの適用対象

本TKKルールは、以下①乃至③のいずれかに該当する行為又はその可能性のある行為(以下、併せて「大量買付行為」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合に適用されます。①乃至③に該当する大量買付行為を行おうとする者(以下、「大量買付者」といいます。)には、予め本TKKルールに従っていただくこととします。

- ① 当社が発行する株券等¹について、当社の特定の株主の株券等保有割合²が20%以上となる買付けその他の取得³
- ② 当社が発行する株券等⁴について、当社の特定の株主の株券等所有割合⁵及びその特別関係者⁶の株券等所有割合の合計が20%以上となる当該株券等の公開買付け⁷
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。)との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁸を樹立する行為⁹(以下、「協調的大量買付行為」といいます。)(但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。)

-
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される「株券等」をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される「株券等保有割合」をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人及び主幹事証券会社(以下、「契約金融機関等」といいます。))は、当該特定の株主の共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項により共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。))。以下同じとします。)とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
 - 3 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
 - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「株券等」をいいます。以下本②において同じとします。
 - 5 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される「株券等所有割合」をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
 - 6 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下同じとします。
 - 7 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付け」をいいます。
 - 8 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
 - 9 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、独立委員会が合理的に行うものとします。なお、独立委員会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当該他の株主に対して本必要情報(後記の(iii)において定義されます。))に準じた情報を提供していただくよう要請することがあります。

(ii) 「独立委員会」の設置

当社は、現行TKKルールの下で、現行TKKルールに従った手続を進めるにあたり大量買付者が基本方針に照らして不適切な者でないか否かを客観的に判断するための機関として、当社経営陣から独立した社外監査役等で構成される独立委員会を設置しているところですが、本TKKルールの下でも独立委員会を継続します。独立委員会は、大量買付者に対する事前の情報提出の要請、大量買付行為の内容の検討・判断、それに基づく意見を株主の皆様へ情報公開すること等を予定しており、これにより当社株券等の大量買付行為に関する手続の客観性・透明性を高めることを目的としています。独立委員会規則の概要については、別紙（１）をご参照下さい。独立委員会は、上記（i）に定める大量買付行為が判明した後、速やかに招集されるものとします。

(iii) 本TKKルールの内容

ア. 必要情報の提供

独立委員会は、当社取締役会の同意を得ることなく上記(i)に定める大量買付行為を行う大量買付者に対し、大量買付行為に先立ち、当社に対して、別紙（２）に定める、当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報(以下、「本必要情報」といいます。)を提出するよう、独立委員会招集後遅滞なく要請します。大量買付者は、当該要請を受領した日から起算して、５営業日以内に、本必要情報を当社に対して提出するものとします。なお、独立委員会は、大量買付者が独立委員会に提出した情報が本必要情報として不十分であると判断する場合には、大量買付者から情報提出を受けた日から起算して、５営業日以内に、大量買付者に対して追加情報の提出を要請することができるものとします。この場合、大量買付者は、当該要請を受領した日から起算して、５営業日以内に、必要な追加情報を当社に対して提出するものとします。また、本TKKルールに基づく本必要情報の提出その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限るものとします。

イ. 大量買付行為の内容の精査・検討・大量買付者との交渉・代替案の提示

独立委員会は、大量買付者から本必要情報(追加情報の提出が要請された場合、追加情報を含むものとします。)が全て提出された場合、当社取締役会に対しても、大量買付者が本必要情報を全て提出した日から起算して、30日以内を限度として独立委員会が定める期間内に大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他適宜必要と認める情報を提出するよう求めることができるものとします。また、独立委員会は、必要に応じ、当社の顧客、取引先、従業員、労働組合等の利害関係者にも意見を求めることができるものとします。

独立委員会は、大量買付者及び当社取締役会から上記のとおり情報を受領した日から起算して、最長60日間が経過するまでの間(以下、「検討期間」といいます。但し、独立委員会は、下記ウ. のとおり、当初の検討期間を含めた合計で最長90日を限度としてかかる検討期間を延長することができるものとします。)、大量買付行為の内容の精査・検討、当社取締役会による代替案の精査・検討、大量買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

独立委員会の判断が、企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用負担で、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等)の助言を得ることができるものとします。

なお、独立委員会は、大量買付者から本必要情報が提出された事実、及び、本必要情報その他の情報のうち株主の皆様に対して開示することが適切であると判断するものにつき、適時適切に開示します。

ウ. 独立委員会による意見等の情報開示

独立委員会は、原則として、当初の検討期間の間に、大量買付者による大量買付行為が、別紙（３）記載の不適切な大量買付行為に係る要件のいずれかに該当するか否かについて判断するものとし、その判断結果及び理由を、株主の皆様に対し、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従い、適時適切に開示するものとします。

他方、独立委員会は、当初の検討期間終了時まで、上記の判断を行うに至らない場合には、その旨を開示した上で、大量買付行為の内容の検討等に必要とされる範囲内で、当初の検討期間を含めた合計で最長90日を限度として検討期間を延長することもできることとします。

なお、[3]の冒頭で記載しているとおり、本TKKルールは、大量買付行為がなされた際の当社における手続の透明性・客観性を高めることを目的としており、新株予約権又は新株の無償割当て等を用いた具体的な対抗措置について定めるものではなく、当社取締役会は、大量買付行為がなされた場合に、本TKKルール違反のみを理由として直ちに新株予約権又は新株の無償割当て等の対抗措置を発動する予定はございませんので、独立委員会の判断結果は、あくまで当社取締役会が、善管注意義務を負う受託者として、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上に資するよう適切に対応していく際の、判断の材料として最大限尊重させていただく所存です。

(iv) 本TKKルールの改廃等

本TKKルールの発効日は、平成23年7月1日から2年間とします。

但し、当社取締役会は、有効期間中であっても、本TKKルールについて随時、再検討を行い、改廃することが可能であることとします。

独立委員会規則の概要

- （１）独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- （２）独立委員会の委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、（ｉ）当社社外監査役、（ii）社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
当該有識者は会社経営者、官庁出身者、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者又はこれらに準ずる者とする。
- （３）独立委員会委員の任期は、２年間とする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- （４）独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - １．当社株券等の買付けが、TKKルールの適用対象となる協調的大量買付行為に該当するか否かの判断
 - ２．大量買付者が独立委員会に提出すべき本必要情報の内容の決定及び本必要情報の提出要請(大量買付者が独立委員会に提出した情報が本必要情報として不十分であると独立委員会が判断する場合には、大量買付者に対して追加情報の提出を要請することを含みます。)
 - ３．大量買付者より本必要情報が全て提出された場合に、当社取締役会に対しても所定の期間内に大量買付者の大量買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他適宜必要と認める情報の提出を要請すること(当社取締役会が独立委員会に提出した情報が、独立委員会の意見表明のために必要な情報として不十分であると独立委員会が判断する場合には、当社取締役会に対して追加情報の提出を要請することを含みます。)
 - ４．大量買付行為の内容の精査・検討
 - ５．当社取締役会から大量買付行為に対する代替案が示された場合には、かかる代替案の精査・検討
 - ６．検討期間の延長
 - ７．当社の費用負担において、独立した第三者(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント等)の助言を得ること
 - ８．大量買付者から本必要情報が提出された事実、本必要情報その他の情報のうち株主の皆様に対して開示するのが適切と判断する事項及び大量買付行為に対する意見等の情報開示
 - ９．別途独立委員会が行うことができるものと当社取締役会が定めた事項
- （５）独立委員会の各委員は、前（４）に記載される事項を行うにあたっては、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- （６）代表取締役社長又は各独立委員会委員は、大量買付行為がなされた場合その他いつでも、独立委員会を招集することができる。
- （７）独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数の賛同をもってこれを行うことができる。

以　上

本必要情報

本必要情報の具体的内容は大量買付者の属性及び大量買付行為の内容により異なりますが、一般的項目の一部は以下のとおりです。

- （１）大量買付者及びそのグループ会社等（大量買付者の大株主又は大口出資者（所有株式数又は出資割合上位10名）、重要な子会社・関連会社、共同保有者、特別関係者及び（ファンド又はその出資に係る事業体である場合は）主要な組員、出資者（直接であるか間接であるかを問いません）その他の構成員並びに業務執行組員及び投資に関する助言を継続的にを行っている者を含みます。）の詳細（具体的名称、経歴又は沿革、会社又は団体の目的、事業内容、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、役員等の氏名、職歴及び所有株式の数、過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）その他の会社等の状況等、及び直近２事業年度の財政状態及び経営成績その他の経理の状況等を含みます。）
- （２）大量買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- （３）大量買付行為の目的、方法及び内容（大量買付行為の対価の価額・種類、大量買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実行に関する蓋然性、大量買付行為の後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由等を含みます。また、大量買付行為の後に当社株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及び内容を含みます。なお、大量買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- （４）大量買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第１項に定義される重要提案行為等をいいます。）を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ。）の有無並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容
- （５）大量買付行為に係る買付け等の対価の算定の根拠及び算定経緯（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定機関の名称、算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大量買付行為に係る一連の取引により生ずることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容及びその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- （６）大量買付行為に要する資金の調達状況及び当該資金の調達先の概要（当該資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する具体的取引の内容を含みます。）
- （７）大量買付者が大量買付行為の完了後に取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- （８）支配権取得又は経営参加を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策（組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性を含みます。）
- （９）純投資又は政策投資を大量買付行為の目的とする場合には、大量買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由（長期的な資本提携を目的とする政策投資として大量買付行為を行う場合には、その必要性を含みます。）
- （10）大量買付行為の完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- （11）大量買付行為に適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- （12）大量買付行為の完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の遵守の可能性
- （13）反社会的勢力及びテロ関連組織との関連性の有無（直接であるか間接であるかを問いません。）及び関連が存する場合にはその詳細
- （14）当社の少数株主との利益相反を回避するための具体的方策
- （15）大量買付者による大量買付行為が、不適切な大量買付行為に該当しないことを誓約する旨の書面
- （16）その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

以 上

不適切な大量買付行為の要件

- （１）TKKルールにつきその重要な点において違反し、かつ、独立委員会がその是正を書面により要求した後10営業日以内に当該違反が是正されない場合
- （２）大量買付行為の主たる目的が、下記に掲げる行為等であるため、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が破壊又は毀損されるおそれのある場合
 - ・ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせる目的ないし主として短期の利鞘の獲得を目的として当社の株券等を買集め、その買い集めた株券等について当社若しくはその関係者に対して高値で買取りを要求する行為（いわゆるグリーンメイラー）
 - ・ 当社の犠牲の下に大量買付者の利益を図ることを目的として、当社の経営を一時的に支配して当社の重要な資産等（知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を含みますが、これらに限られません。）を廉価に取得し、これを大量買付者やそのグループ会社等に移譲する等の経営を行うような行為
 - ・ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ・ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等を高値で売り抜ける行為
- （３）当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株券等を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株券等を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- （４）大量買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで全株券等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、又は上場廃止等による株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で公開買付け等の株券等の買付けを行う等、株主の皆様は株券等の売却を事実上強要するおそれのある大量買付行為）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）などに代表される、構造上株主の皆様の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合、又は大量買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- （５）大量買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値が著しく毀損することが予想されたり、当社の企業価値の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大量買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- （６）大量買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- （７）大量買付行為の条件（対価の価額・種類、大量買付行為の時期、大量買付行為の方法の適法性、大量買付行為の実行の蓋然性、大量買付行為の後における当社の少数株主、従業員、取引先、顧客その他の当社の利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の企業価値に鑑みて不十分又は不適当な大量買付行為である場合
- （８）当社の企業価値を生み出す源泉となる当社の顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの関係を破壊することとなる重大なおそれがある大量買付行為である場合
- （９）その他（１）乃至（８）に準じる場合で、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を毀損するおそれのある行為と判断される場合

以 上

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業界の動向について

当社グループの製品の約7割は自動車関連(四輪及び二輪)業界向けであり、当社グループの業績は、当該業界の販売動向の影響を受ける可能性があります。平成24年3月期における各事業の種類別売上高は、自動車及び汎用計器事業128,588百万円(売上高の73.1%)、民生機器事業13,849百万円(同7.9%)、ディスプレイ事業4,149百万円(同2.3%)、自動車販売事業18,893百万円(同10.7%)、その他事業10,500百万円(同6.0%)となっております。

(2) 世界市場の動向について

当社グループの製品は、日本国内のほか、米州、欧州、アジアに販売されており、各地域の景気・消費動向、また、当該地域の政治的経済的な社会情勢は当社グループの業績に影響を与える可能性があります。平成24年3月期の各地域ごとの売上高は、日本81,849百万円(売上高の46.5%)、米州32,134百万円(同18.3%)、欧州14,745百万円(同8.4%)、アジア47,251百万円(同26.8%)となっております。

(3) 為替相場の変動による影響について

当社グループは、当連結会計年度末現在、海外に23社の販売、生産子会社を有しており、今後も積極的に海外で事業展開を行っていく予定であります。従って、当該各子会社の取引が増加し、企業集団内における重要性が高まるにつれて、当社グループの連結業績は為替変動の影響をより強く受ける可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

(提出会社)

技術供与

契約先名	所在地	契約内容	契約締結日	契約期間	対価
ジェイエヌエス インスツルメンツ社	インド	二輪車・四輪車用計 器製造に関するノウ ハウ供与	平成10年7月25日 (原契約)	自動更新 (補足契約を含む)	売上高の一定率 のロイヤリティ

6 【研究開発活動】

当社の企業集団における研究開発活動は、R&Dセンター及びNSテクニカルセンターを中核として、各事業分野を担当する量産製品の開発、設計組織及び生産技術部門の緊密な連携によって、車載関係及びその他の多角化領域の製品開発、技術開発を進めております。当社以外では当企業集団に影響を及ぼす研究開発活動は行っておりません。

なお、当連結会計年度における研究開発費の総額は、3,019百万円であります。

セグメントごとの主な研究開発活動は、次のとおりであります。

自動車及び汎用計器事業

- ・ヘッドアップディスプレイ等の運転支援型情報表示システムの開発、及び次世代HMI(ヒューマンマシン インターフェイス)機器の開発
- ・車載用光学技術及びアクチュエータ技術開発
- ・車載用センサ機器開発

研究開発費の金額は、2,770百万円であります。

民生機器事業

- ・UI(ユーザ インターフェイス)機器開発
- ・リモートコントロール機器開発

研究開発費の金額は、173百万円であります。

ディスプレイ事業

- ・高輝度、長寿命有機ELの低消費電力化の研究開発等
- ・有機EL照明パネルの研究開発
- ・高コントラスト、広視野角、高速応答LCDの技術開発

研究開発費の金額は、75百万円であります。

その他

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 概要

当連結会計年度において、当社グループでは、連結企業体としてグローバルでの競争に勝ち残り、継続的に成長できる収益体質を実現すべく、品質第一に徹し、競争に負けない「もの造り総合力」（コスト・技術・物流・サービス）を強化してまいりました。世界経済は、新興国の成長に牽引され緩やかな回復基調にあるものの、欧州における債務問題の景気への影響など先行き不透明感が高まりました。日本においては、東日本大震災の影響から持ち直しつつあるものの、タイの洪水、世界経済の減速、円高の長期化などを受けて、景気の本格回復には至りませんでした。

この結果、当連結会計年度の売上高は、175,981百万円（前年同期比5.2%増）、営業利益は13,509百万円（前年同期比7.8%減）、経常利益は14,866百万円（前年同期比41.7%増）、当期純利益は7,409百万円（前年同期比23.3%増）となりました。

(2) 為替変動の影響

円の為替レートの変動により、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度に比べ7,020百万円、営業利益は334百万円それぞれ減少したと試算されます。ただし、この試算は、当連結会計年度の外貨建の営業収入、売上原価、販売費及び一般管理費に、前連結会計年度の東京外国為替市場における平均レートを適用して算出したものであり、為替変動に対応した販売価格等の変更の影響は考慮されていません。

(3) 売上高及び営業利益について

売上高は前連結会計年度に比べ5.2%増収の175,981百万円となりました。国内売上高は、前連結会計年度に比べ5.9%増収の81,849百万円となり、海外売上高は、4.6%増収の94,131百万円となりました。

自動車及び汎用計器事業におきましては、四輪車用計器、二輪車用計器、汎用計器が増加したことにより、前連結会計年度と比べ2.9%増収の128,588百万円となりました。民生機器事業は、O A・情報機器操作パネル、空調・住設機器コントローラー等の減少により、前連結会計年度に比べ6.2%減収の13,849百万円となりました。ディスプレイ事業におきましては、液晶ディスプレイ等が減少し、前連結会計年度と比べ1.4%減収の4,149百万円となりました。自動車販売事業は新車販売等の増加により、前連結会計年度と比べ42.7%増収の18,893百万円となりました。その他につきましては、樹脂材料の加工・販売等の増加により、前連結会計年度と比べ4.1%増収の10,500百万円となりました。

売上原価、販売費及び一般管理費は前連結会計年度と比べ6.5%増の162,471百万円となり、売上高に対する比率は1.1ポイント上昇して92.3%となりました。これまでと同様に、グローバルでの生産性向上活動、集中采购及び製品・部品の相互補完の推進により資材費低減を進めておりますが、新興国における人件費の上昇などによります。

この結果、営業利益は前連結会計年度に比べ7.8%減益の13,509百万円となりました。

(4) 営業外収益(費用)

営業外収益(費用)は、前連結会計年度の4,159百万円の費用(純額)から、1,357百万円の収益(純額)となりました。これは主に、前連結会計年度において為替差損5,351百万円を計上したことによります。

(5) 税金等調整前当期純利益

税金等調整前当期純利益は、減損損失の計上などがありましたが、経常利益の増加により、前連結会計年度の10,311百万円から30.9%増加の13,501百万円となりました。

(6) 法人税等

税金等調整前当期純利益に対する法人税等の負担率は、法人税率の変更にともない繰延税金資産・負債の計算に使用する法定実効税率を変更したことなどにより、前連結会計年度の31.6%から7.4ポイント増加し39.0%となりました。

(7) 少数株主利益

少数株主利益は、主として、タイ-ニッポンセイキ社、インドネシア ニッポンセイキ社、上海日精儀器有限公司の少数株主に帰属する利益からなり、前連結会計年度の1,043百万円に対し、当連結会計年度は822百万円となりました。

(8) 当期純利益

当期純利益は、前連結会計年度の6,010百万円に対し、23.3%増益の7,409百万円となりました。なお、1株当たりの当期純利益金額は前連結会計年度の104.91円に対し、129.33円となりました。

(9) キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度より3,271百万円少ない15,758百万円のキャッシュを得ました。これは、税金等調整前当期純利益および仕入債務が増加しましたが、売上債権が増加したこと等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度の9,525百万円に対し、847百万円少ない8,677百万円のキャッシュを使用いたしました。これは、貸付による支出の増加、有形固定資産の取得による支出の増加がありましたが、貸付金回収による収入が増加したこと等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度の19,671百万円に対し、当連結会計年度は506百万円のキャッシュを得ました。これは主に、短期借入金が減少したことによります。

この結果、現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度の70,381百万円から5,894百万円増加し、当連結会計年度は76,275百万円となりました。

(10) 主な契約債務

(単位：百万円)

主な契約債務	合計	1年以内	1年超
借入金	57,527	57,524	2
リース債務	513	181	331

借入金については、主として銀行借入によるものであります。

(11) 財務政策

当社グループは、グローバルな経営の実現に向けて、機動的かつ効率的な資金の循環による有利子負債の削減、金融費用の削減を図るため、国内グループ会社及び海外グループ会社に対し、提出会社を通じた資金調達体制を確立しております。また今後も海外グループ会社に対しては、順次対象会社を拡大して行く予定であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、各製造部門の生産能力拡大及び設備更新、研究開発機能の充実・強化などを目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は6,679百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

自動車及び汎用計器事業

新機種対応及び生産能力拡大、設備更新により、基板実装設備、計器組立設備、NSウエスト㈱において工場増改築等の投資を行い、設備投資金額は、5,466百万円であります。

重要な設備の除却、売却等はありません。

民生機器事業

新機種対応及び設備更新により、検査設備等の投資を行い、設備投資金額は、178百万円であります。

重要な設備の除却、売却等はありません。

ディスプレイ事業

新機種対応及び効率化、設備更新により、液晶パネル生産設備等の投資を行い、設備投資金額は、135百万円であります。

重要な設備の除却、売却等はありません。

自動車販売事業

販売のさらなる強化のため、試乗車等の車両更新、㈱ホンダ四輪販売長岡 燕三条店の土地取得等の投資を行い、設備投資金額は、551百万円であります。

重要な設備の除却、売却等はありません。

その他

事業拡大による投資、㈱NS・コンピュータサービスにおいてサーバー新機種導入等の投資を行い、設備投資金額は、337百万円であります。

重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

(平成24年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積千㎡)	リース資産	合計	
本社及び本社工場 (新潟県長岡市)	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業 ディスプレイ 事業 その他	自動車用計器類 製造設備 液晶表示素子生 産設備 ハイブリッドIC 生産設備 その他設備	229	228	211	2,051 (34)	2	2,722	598
高見事業所及びNSテクノ カルセンター (新潟県長岡市)	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器類 製造設備	1,342	738	150	1,870 (71)	—	4,102	915
R&Dセンター (新潟県長岡市)	自動車及び 汎用計器事業 ディスプレイ 事業 その他	研究開発用設備	370	2	8	562 (16)	—	943	84

(2) 国内子会社

(平成24年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積千㎡)	リース 資産	合計	
エヌエスアドバンテック(株)	本社工場 (新潟県小千谷市)	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業 その他	自動車用計器 類製造設備 成形及び印刷 設備	288	244	15	105 (14)	12	666	375
	長岡工場 (新潟県長岡市)	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業 その他	着色及び成形 設備	277	142	3	181 (5)	—	604	74
エヌエスエレクトロニクス(株)	本社工場 (新潟県長岡市)	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業	自動車用計器 類製造設備 民生機器組立 設備	285	297	56	1,277 (18)	—	1,917	445
NSウエスト(株)	本社工場 (広島県庄原市)	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	706	555	328	1,586 (29)	—	3,177	261
(株)NS・コンピュータサービス	本社 (新潟県長岡市)	その他	ソフトウェア 開発設備	529	1	18	293 (6)	180	1,023	457
日精サービス(株)	本社 (新潟県長岡市)	その他	その他設備	362	40	23	116 (1)	—	542	295
(株)ホンダ四輪販売長岡	本社及び本社 工場 (新潟県長岡市)	自動車販売 事業	販売設備 修理設備	458	166	15	658 (17)	—	1,299	161
新潟マツダ自動車(株)	本社及び本社 工場 (新潟県新潟市)	自動車販売 事業	販売設備 修理設備	668	165	25	1,120 (26)	44	2,024	190
(株)新長岡マツダ販売	本社及び本社 工場 (新潟県長岡市)	自動車販売 事業	販売設備 修理設備	285	89	2	624 (12)	—	1,001	122
(株)マツダレンタカー新潟	本社及び本社 工場 (新潟県新潟市)	自動車販売 事業	販売設備 修理設備	11	3	0	— (—)	—	15	16
(株)カーステーション新潟	本社及び本社 工場 (新潟県長岡市)	自動車販売 事業	販売設備 修理設備	17	37	1	— (—)	—	56	19

(3) 在外子会社

(平成24年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積千㎡)	リース 資産	合計	
ユーケー エヌ・エス ・アイ社	英国 ウースターシ ャー州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	166	268	10	70 (24)	—	517	274
ニッポンセ イキ ヨーロッパ 社	オランダ アムステルダ ム市	自動車及び 汎用計器事業 ディスプレイ 事業	その他設備	—	—	33	— (—)	—	33	55
ニューサバ イナ インダスト リーズ社	米国 オハイオ州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	235	162	97	17 (265)	—	513	449
エヌ・エス ・インター ナショナル 社	米国 ミシガン州	自動車及び 汎用計器事業	その他設備	—	0	55	— (—)	—	55	79
ニッポンセ イキ・ド・ ブラジル社	ブラジル アマゾナス州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	504	464	56	1 (14)	—	1,027	438
エヌエスサ ンパウロ・ コンポーネ ント・オート モーティ ブ社	ブラジル サンパウロ 州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	202	208	28	115 (92)	—	554	93
タイ・ニッポ ンセイキ社	タイ王国 チョンブリ県	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	605	980	59	422 (84)	—	2,068	1,533
タイ マット エヌエス社	タイ王国 チョンブリ県	その他	樹脂材料着色 加工設備	198	198	12	71 (16)	—	481	143
インドネシ ア ニッポン セイキ社	インドネシア バンテン州	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	1,048	936	234	119 (80)	417	2,757	1,456
ベトナム・ ニッポンセ イキ社	ベトナム ハノイ市	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	143	292	3	— (—)	—	439	699
東莞日精電 子有限公司	中華人民 共和国 広東省	民生機器事業	民生機器組立 設備	79	163	112	— (—)	—	355	781
上海日精儀 器有限公司	中華人民 共和国 上海市	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業 ディスプレイ 事業	自動車用計器 類製造設備 民生機器組立 設備	307	480	104	— (—)	—	892	849
台湾日精儀 器股份有限 公司	中華人民 共和国 基隆市	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類製造設備	—	36	55	— (—)	—	92	145
常州日精儀 器有限公司	中華人民 共和国 江蘇省	自動車及び 汎用計器事業	自動車用計器 類事業	40	189	15	— (—)	—	245	56
日精工程塑 料(南通)有 限公司	中華人民 共和国 江蘇省	その他	樹脂材料着色 加工設備	304	451	2	43 (27)	—	801	155

- (注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。
 2 現在休止中の主要な設備はありません。
 3 連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は次のとおりであります。
 (1) 国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	台数	リース期間	年間 リース料 (百万円)	リース 契約残高 (百万円)
日精サービス ㈱	本社 (新潟県長岡市)	その他	車両運搬具	69	5年	46	158
	狭山営業所 (埼玉県川越市)	その他	車両運搬具	14	5年	13	5
	浜松営業所 (静岡県浜松市)	その他	車両運搬具	21	5年	18	25
	熊本営業所 (熊本県菊池市)	その他	車両運搬具	13	5年	8	8

(2) 在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	台数	リース期間	年間 リース料 (百万円)	リース 契約残高 (百万円)
インドネシア ニッポンセイ キ社	インドネシア バンテン州	自動車及び 汎用計器事業	組立設備	1	3年	18	53
			組立設備	1	3年	15	47
			スクリーン印刷機	6	3年	8	13
			CNCコイルワイ ンダー	1	3年	7	12
			CNCコイルワイ ンダー	1	3年	5	9
			射出成形機	1	3年	5	8

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	本社工場 (新潟県長岡市)	ディスプレイ 事業	液晶パネル洗浄 装置	109	—	自己資金	平成24年 4月	平成24年 6月	—
	NSテクニカルセ ンター(新潟県長 岡市)	自動車及び 汎用計器事業	設計品質・設計 効率向上システ ム	708	173	自己資金	平成24年 1月	平成25年 3月	—
エヌエスア ドバンテッ ク(株)	本社工場 (新潟県小千谷市)	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業 その他	成形及び印刷 設備	174	—	自己資金	平成24年 4月	平成25年 3月	—
NSウエスト (株)	本社工場 (広島県庄原市)	自動車及び 汎用計器事業	VS-2本体生産設 備	163	—	自己資金	平成24年 4月	平成24年 4月	—
ユーケーエ ヌ・エス・ アイ社	英国 ウースターシャ ー州	自動車及び 汎用計器事業	基板実装設備	199	—	自己資金及び 借入金	平成24年 4月	平成24年 8月	—
ニッポンセ イキ・ド・ ブラジル社	ブラジル アマゾナス州	自動車及び 汎用計器事業	溶剤多面シート 印刷ライン用設 備	130	—	自己資金	平成24年 4月	平成24年 11月	—
タイーニッ ポンセイキ 社	タイ王国 チョンブリ県	自動車及び 汎用計器事業	基板実装設備	174	—	自己資金	平成24年 1月	平成24年 10月	—
インドネシ ア ニッポ ンセイキ社	インドネシア バンテン州	自動車及び 汎用計器事業	基板実装設備	153	—	自己資金	平成24年 6月	平成24年 12月	—
			液面燃料センサ 生産設備	103	—	自己資金	平成24年 2月	平成24年 8月	—
東莞日精電 子有限公司	中華人民 共和国 広東省	民生機器事業	基板実装設備	200	—	自己資金及び 借入金	平成24年 4月	平成24年 10月	—
上海日精儀 器有限公司	中華人民 共和国 上海市	自動車及び 汎用計器事業 民生機器事業	基板実装設備	122	—	自己資金	平成24年 1月	平成24年 2月	—
日精工程塑 料(南通)有 限公司	中華人民 共和国 江蘇省	その他	建屋改造、倉庫 新築	103	—	自己資金及び 借入金	平成24年 8月	平成24年 12月	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	220,000,000
計	220,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年6月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	60,907,599	60,907,599	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は1,000株で あります。
計	60,907,599	60,907,599	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

平成23年6月28日の取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	247	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,700 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月20日～ 平成53年7月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 922.83 資本組入額 462	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 2	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得 については、取締役会の承認 を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する 事項	(注) 3	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成52年7月20日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記（注）3）に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日 (注) 1	139,161	60,855,470	63	14,470	63	6,191
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注) 1	52,129	60,907,599	23	14,494	23	6,214

(注) 1 新株予約権付社債の新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

平成24年8月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	35	24	123	128	—	2,717	3,027	—
所有株式数 （単元）	—	20,847	246	8,219	14,228	—	16,746	60,286	621,599
所有株式数 の割合（％）	—	34.58	0.41	13.63	23.60	—	27.78	100.00	—

(注) 1 自己株式3,621,394株は、「個人その他」に3,621単元、「単元未満株式の状況」に394株含まれております。なお、期末日現在の実質的な所有株式数は、3,621,394株であります。

2 上記「単元未満株式の状況」には証券保管振替機構名義の株式が650株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
本田技研工業株式会社	東京都港区南青山2丁目1-1号	3,753	6.16
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,514	5.77
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUPPORTFO (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	82 DEVONSHIRE ST BOSTON MASSACHUSETTS 02109360582 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1 決済事業 部)	2,531	4.16
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,873	3.08
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	1,779	2.92
株式会社第四銀行	新潟県新潟市中央区東堀前通7番町 1071番地1	1,568	2.58
日本精機株式会社従業員持株会	新潟県長岡市東蔵王2丁目2-34	1,478	2.43
ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地	1,217	2.00
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SECS LENDING OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16-13)	1,195	1.96
日亜化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491-100	1,188	1.95
計	—	20,098	33.00

- (注) 1 上記のほか当社所有の自己株式3,621千株(5.95%)があります。
- 2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
- 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 3,514千株
- 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 1,873千株
- 3 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、上記のほかに、信託業務に係る株式427千株を所有しております。
- 4 フィデリティ投信株式会社及び同社グループ1社から、平成23年4月11日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成23年4月5日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
フィデリティ投信株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	2,832	4.65
エフエムアール エルエルシ ー	米国 02109 マサチューセッツ州ボス トン、デヴォンシャー・ストリート82	5,085	8.35
計	—	7,917	13.00

- 5 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成23年3月7日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成23年2月28日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社以外は当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,779	2.92
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,744	2.86
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	202	0.33
エム・ユー投資顧問株式会社	東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号	88	0.14
三菱UFJアセット・マネジメント(UK)	Ropemaker Place, 25 Ropemaker Street, London, EC2Y 9AN, United Kingdom	81	0.13
計	—	3,895	6.40

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,621,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 56,665,000	56,665	—
単元未満株式	普通株式 621,599	—	—
発行済株式総数	60,907,599	—	—
総株主の議決権	—	56,665	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式394株及び、証券保管振替機構名義の株式650株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本精機株式会社	新潟県長岡市東蔵王 2丁目2番34号	3,621,000	—	3,621,000	5.95
計	—	3,621,000	—	3,621,000	5.95

(9) 【ストックオプション制度の内容】

①平成23年6月28日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、平成23年6月28日の取締役会で決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載している。

②平成24年6月27日の取締役会において決議されたもの

当該制度は、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、平成24年6月27日の取締役会で決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	58,300株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成24年7月20日～平成54年7月19日
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

2 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成53年7月20日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、後記（(注)3）に定める組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。

・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間

(3) 1個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、前記（(注)1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得の事由及び条件

残存新株予約権の取得の事由及び条件に準じて決定する。

なお、残存新株予約権の取得の事由及び条件は次のとおり。

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	4,767	4,182,420
当期間における取得自己株式	1,150	1,135,350

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	3,621,394	—	3,622,544	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り・買増し及び新株予約権の行使による株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は株主に対する安定配当の継続を基本に、配当額の決定を経営の最重要政策と認識し、各事業年度の業績と配当性向を総合的に勘案し利益還元を図っております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。剰余金の配当の決定機関は取締役会であります。

当期の剰余金の配当は、安定的な配当の継続を基本に、業績及び配当性向を勘案し、期末配当金を1株当たり11円(特別配当6円を含む)とし、中間配当金7円と合わせて18円としております。この結果、当期の配当性向は23.8%となりました。

内部留保金につきましては、安定的な経営基盤を維持しつつ、新たな成長につながる戦略的な研究開発への先行投資、グローバル事業展開の拡大に向けた国内外の生産販売体制の整備・強化等に有効活用してまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成23年10月27日 取締役会決議	401	7.0
平成24年5月15日 取締役会決議	630	11.0

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第63期	第64期	第65期	第66期	第67期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	3,310	1,984	1,232	1,185	1,100
最低(円)	1,091	464	609	740	690

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年10月	11月	12月	平成24年1月	2月	3月
最高(円)	874	785	835	906	1,087	1,100
最低(円)	758	690	750	792	877	970

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	永 井 正 二	昭和24年9月21日生	平成5年4月 川崎重工業(株)民間航空機部課長 平成7年12月 当社入社 平成7年12月 当社特別顧問 平成8年6月 当社取締役 平成9年4月 当社常務取締役 平成10年6月 当社専務取締役 平成11年6月 当社営業 兼 電子技術統括 兼 経営企画管理 兼 海外事業 兼 経理 兼 総務担当 平成13年6月 当社代表取締役社長(現) 平成13年11月 香港日本精機有限公司董事長(現) 平成16年12月 浙江日精儀器有限公司董事長(現) 平成17年6月 タイ・ニッポンセイキ社取締役会長(現) 平成19年12月 (株)NS・コンピュータサービス代表取締役会長 平成20年3月 上海日精儀器有限公司董事長(現) 平成20年4月 香港易初日精有限公司董事長(現) 平成20年4月 ニッポンセイキ・デ・メヒコ社取締役会議長(現) 平成20年10月 台湾日精儀器股份有限公司(旧 尚志精機股份有限公司) 董事長(現)	(注) 2	421,550
代表取締役 副社長	民生事業部長	菫 澤 一 夫	昭和22年10月6日生	昭和41年3月 当社入社 平成4年7月 当社生産技術部長 平成5年6月 当社取締役 平成6年7月 当社品質保証統括部長 兼 量産推進部長 平成9年3月 ユーケーエス・エス・アイ社取締役副社長 平成12年3月 ユーケーエス・エス・アイ社取締役社長 平成15年4月 当社常務取締役 平成15年4月 当社品質保証本部長 平成17年6月 当社専務取締役 平成19年6月 当社代表取締役専務 平成19年6月 当社社長補佐 品質保証本部長 兼 技術・生産担当 平成20年6月 当社社長補佐 品質保証本部長 兼 技術・生産担当 兼 ディスプレイ事業担当 平成21年6月 当社社長補佐(品質・技術・生産) ディスプレイ事業担当 平成22年6月 当社社長補佐(品質・技術・生産) ディスプレイ事業担当 兼 民生事業部技術・生産担当 平成23年4月 当社代表取締役副社長(現) 平成23年9月 東莞日精電子有限公司董事長(現) 平成24年6月 当社民生事業部長(現)	(注) 2	27,250
代表取締役 専務	営業本部長	高 田 博 俊	昭和28年8月10日生	昭和52年3月 当社入社 平成14年4月 当社管理本部経営企画管理部長 平成15年4月 ユーケーエス・エス・アイ社取締役社長 平成17年6月 当社取締役 平成20年4月 当社海外事業推進本部長 平成20年6月 当社常務取締役 平成23年4月 当社代表取締役専務(現) 平成23年4月 当社営業本部長(現) 平成23年6月 日精儀器武漢有限公司董事長(現) 平成24年3月 日精儀器科技(上海)有限公司董事長(現)	(注) 2	18,000
常務取締役	製造本部長	矢 沢 芳 明	昭和28年11月1日生	昭和52年3月 当社入社 平成6年3月 当社第2電子技術部長 平成9年6月 当社取締役 平成10年11月 当社第1電子技術部長 平成14年4月 当社製造本部副本部長 平成15年4月 当社製造本部長(現) 平成16年6月 当社常務取締役(現)	(注) 2	36,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常務取締役	経営管理本 部長	五十嵐 竹 善	昭和27年 3 月 5 日生	昭和49年 3 月 平成 5 年 6 月 平成 9 年 6 月 平成14年 4 月 平成16年 7 月 平成18年11月 平成19年 6 月 平成19年 6 月 平成24年 3 月 平成24年 4 月	当社入社 当社経理部長 当社取締役 当社管理本部経理部長 当社管理本部経理部ゼネラルマネ ジャー 当社管理本部経営管理統括部ゼネ ラルマネジャー 当社常務取締役(現) 当社経営管理本部長 当社経営管理本部長 兼 企画管理 部ゼネラルマネジャー 当社経営管理本部長(現)	(注) 2	28,938
常務取締役	購買本部長	大 川 信	昭和32年 6 月23日生	昭和51年 3 月 平成15年 4 月 平成18年 6 月 平成18年 6 月 平成20年 4 月 平成21年 6 月 平成22年 6 月 平成22年10月	当社入社 当社資材管理本部購買部長 当社取締役 当社資材管理本部購買部ゼネラル マネジャー 当社購買本部副本部長 兼 購買部 ゼネラルマネジャー 当社購買本部長 兼 購買部ゼネラ ルマネジャー 当社常務取締役(現) 当社購買本部長(現)	(注) 2	18,150
常務取締役	品質保証本 部長 兼 第 2 品質保証 部ゼネラル マネジャー	鈴 木 淳 一	昭和33年 4 月 9 日生	昭和52年 3 月 平成16年 7 月 平成18年 6 月 平成18年 6 月 平成20年 4 月 平成21年 6 月 平成23年 6 月	当社入社 当社品質保証本部第 1 品質保証部 シニアマネジャー 当社取締役 当社品質保証本部第 1 品質保証部 ゼネラルマネジャー 当社品質保証本部副本部長 兼 第 2 品質保証部ゼネラルマネジャー 当社品質保証本部長 兼 第 2 品質 保証部ゼネラルマネジャー(現) 当社常務取締役(現)	(注) 2	12,500
常務取締役	営業本部副 本部長	岡 田 晴一郎	昭和28年 8 月 7 日生	平成10年 8 月 平成19年 4 月 平成19年 4 月 平成19年 6 月 平成22年 6 月 平成22年 9 月 平成22年10月 平成23年 6 月 平成23年 6 月	(株)本田技術研究所四輪開発セン ター管理室総務課所属ホンダアール アンドディアメリカズ・インコー ポレーテッド(オハイオ)駐在・主 任研究員・電装開発部門Division Director 当社入社 当社技術本部車載設計統括部副統 括部長 当社取締役 当社営業本部副本部長 常州日精儀器有限公司董事長(現) 当社営業本部副本部長 兼 二輪・ 汎用事業統括部長 当社常務取締役(現) 当社営業本部副本部長(現)	(注) 2	5,000
常務取締役	技術本部長 兼 知的財 産担当	市 橋 利 晃	昭和34年 7 月15日生	平成 2 年 8 月 平成16年 7 月 平成20年 6 月 平成20年 6 月 平成22年 6 月 平成23年 4 月 平成23年 6 月 平成23年 6 月	当社入社 当社技術本部車載設計統括部第 2 設計部シニアマネジャー(回路担 当) 当社取締役 当社技術本部車載設計統括部副統 括部長 兼 システム設計部ゼネラ ルマネジャー 当社技術本部車載設計統括部長 兼 システム設計部ゼネラルマネ ジャー 当社技術本部長 兼 車載設計統括 部長 兼 知的財産担当 当社常務取締役(現) 当社技術本部長 兼 知的財産担当 (現)	(注) 2	5,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	製造本部副 本部長 兼 製造統括部 長	中 村 朗	昭和30年1月6日生	昭和52年3月 平成5年10月 平成11年3月 平成15年8月 平成17年6月 平成17年6月 平成20年2月 平成20年4月 平成23年4月 平成24年4月	当社入社 当社外国部長 当社実装部長 ニューサバイナインダストリーズ 社取締役副社長 ニューサバイナインダストリーズ 社取締役社長 当社取締役(現) 当社製造本部副本部長 兼 第1製造 部シニアマネジャー 当社製造本部副本部長 兼 製造統 括部長 兼 第1製造部ゼネラルマ ネジャー 当社製造本部副本部長 兼 製造統 括部長 兼 第1製造部ゼネラルマ ネジャー 兼 機能部品製造部ゼネ ラルマネジャー 当社製造本部副本部長 兼 製造統 括部長(現)	(注)2	24,650
取締役	—	佐 藤 守 人	昭和34年3月30日生	昭和52年3月 平成15年9月 平成16年4月 平成19年6月 平成19年6月 平成20年4月	当社入社 当社製造本部第1実装部長 当社製造本部第1製造部長 当社取締役(現) 当社製造本部副本部長 兼 製造本 部第1製造部シニアマネジャー ユーケーエヌ・エス・アイ社取締 役社長(現)	(注)2	10,650
取締役	営業本部四 輪事業統括 部長 兼 四 輪中国室ゼ ネラルマネ ジャー	綾 田 陽 一	昭和29年3月18日生	平成19年4月 平成22年4月 平成22年4月 平成22年6月 平成23年4月 平成23年10月 平成23年12月	ホンダオブザユー・ケー・マニュ ファクチュアリング・リミテッド 駐在・購買部門Director 当社入社 当社海外事業推進本部副本部長 当社取締役(現) 当社営業本部海外事業推進統括部 長 当社営業本部四輪事業統括部長 当社営業本部四輪事業統括部長 兼 四輪中国室ゼネラルマネジャ ー(現)	(注)2	12,000
取締役	営業本部二 輪・汎用事 業統括部長 兼 第5営 業部ゼネラ ルマネジャ ー	高 野 昌 治	昭和28年7月18日生	昭和49年3月 平成元年11月 平成3年4月 平成6年7月 平成10年4月 平成13年7月 平成13年10月 平成14年3月 平成20年6月 平成22年10月 平成22年10月 平成23年6月 平成23年6月 平成24年4月	当社入社 当社海外技術部長 当社高見事業所品質保証部長 当社品質保証統括部品質保証部長 当社高見事業所第1製造部長 当社外国部付参事 当社営業統括2部第4営業部参事 インドネシア ニッポンセイキ社 取締役社長 当社執行役員 当社営業本部二輪・汎用事業統括 部副統括部長 ベトナム・ニッポンセイキ社会長 (現) 当社取締役(現) 当社営業本部二輪・汎用事業統括 部長 当社営業本部二輪・汎用事業統括 部長 兼 第5営業部ゼネラルマネ ジャー(現)	(注)2	16,178

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	ディスプレイ事業部長	坂 詰 政 美	昭和35年2月22日生	昭和56年1月 平成11年12月 平成16年4月 平成18年3月 平成19年4月 平成19年11月 平成20年3月 平成20年6月 平成23年6月 平成23年6月	当社入社 当社液晶事業部製造部長 当社液晶事業部管理部長 当社ディスプレイ事業部製造統括部シニアマネジャー 兼 製造管理部シニアマネジャー 当社ディスプレイ事業部シニアマネジャー副事業部長 兼 製造管理部シニアマネジャー 当社ディスプレイ事業部事業部長補佐(事業改革担当) 当社ディスプレイ事業部長(シニアマネジャー) 当社執行役員 ディスプレイ事業部長 当社取締役(現) 当社ディスプレイ事業部長 (現)	(注) 2	4,000
取締役	技術本部車載設計統括部長 兼 機構技術部ゼネラルマネジャー	佐 藤 浩 一	昭和37年10月26日生	昭和60年4月 平成14年4月 平成14年6月 平成16年4月 平成17年3月 平成17年12月 平成18年4月 平成22年9月 平成23年4月 平成23年6月 平成23年6月 平成24年4月	当社入社 当社技術本部技術開発統括部機構技術部長 当社技術本部車載設計統括部ソフトウェア設計部長 当社技術本部車載設計統括部第1設計部長 当社技術本部車載設計統括部システム設計部シニアマネジャー 当社技術本部車載設計統括部付シニアマネジャー エヌ・エス・インターナショナル社取締役副社長 当社技術本部車載設計統括部副統括部長 当社技術本部車載設計統括部副統括部長 兼 技術開発部シニアマネジャー 当社取締役(現) 当社技術本部車載設計統括部長 兼 技術開発部ゼネラルマネジャー 当社技術本部車載設計統括部長 兼 機構技術部ゼネラルマネジャー(現)	(注) 2	7,150
取締役	民生事業部副事業部長	増 間 勝 則	昭和32年3月8日生	昭和56年6月 平成17年3月 平成18年3月 平成24年5月 平成24年6月 平成24年6月 平成24年6月	当社入社 当社民生事業部民生第1営業部シニアマネジャー (香港駐在) 当社民生事業部民生営業部シニアマネジャー 当社民生事業部副事業部長 (シニアマネジャー) 東莞日精電子有限公司総経理 当社取締役(現) 当社民生事業部副事業部長(現) 東莞日精電子有限公司総経理(現)	(注) 2	3,000
常勤監査役	—	駒 形 隆	昭和25年6月26日生	昭和48年3月 平成10年6月 平成14年4月 平成15年6月 平成18年3月 平成19年4月 平成19年6月 平成21年6月	当社入社 当社液晶事業部長 兼 技術開発部長 当社液晶事業部長 当社取締役 当社ディスプレイ事業部ゼネラルマネジャー 当社業務監査室ゼネラルマネジャー 当社執行役員業務監査室長 当社常勤監査役(現)	(注) 3	54,000
常勤監査役	—	浅 野 雅 夫	昭和28年4月12日生	昭和51年3月 平成14年4月 平成16年7月 平成21年6月 平成22年6月	当社入社 当社知的財産部長 当社知的財産部シニアマネジャー 当社執行役員知的財産部長 当社常勤監査役(現)	(注) 4	10,178

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	—	櫻 井 陽 一	昭和23年3月25日生	昭和52年4月 昭和57年4月 平成15年6月	弁護士登録 櫻井陽一法律事務所開設(現) 当社監査役(現)	(注) 5	12,000
監査役	—	宮 島 道 明	昭和25年2月25日生	昭和47年8月 昭和54年11月 昭和54年11月 昭和55年12月 昭和58年8月 平成3年5月 平成11年5月 平成22年9月 平成23年6月	崎田会計事務所入所 会計士補登録 麴町監査法人入所 監査法人太田哲三事務所(現 新 日本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 太田昭和監査法人社員就任 新日本監査法人代表社員就任 宮島道明公認会計士事務所開設 (現) 当社監査役(現)	(注) 5	0
計							726,194

- (注) 1 監査役櫻井陽一及び宮島道明は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 2 取締役の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 監査役の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 監査役の任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 5 監査役の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主の皆様をはじめ、顧客・取引先・地域社会などのステークホルダーとの信頼関係を重視し、企業価値を継続的に高めていく上で、コーポレート・ガバナンスの充実が経営の最重要課題のひとつであると認識しております。今後も一層の経営の効率化、透明性を高め、公正な経営の実現に取り組んでまいります。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

イ 会社の機関の内容

1. 取締役会

取締役会は、原則として月2回開催され、株主利益を代表して経営の基本的な意思決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。また、変化の激しい経営環境に迅速に対応できる体制とすべく、取締役任期を1年にしております。

2. 監査役・監査役会

監査役は監査役会において決議した監査計画に記載の監査方針、重点監査事項、業務分担等に従い、効率的な監査に努めております。監査の実施にあたっては公正・中立的な立場から取締役の職務執行を監査することにより企業集団の永続的な成長に資するように行動するとともに、企業統治体制及び内部統制システムの整備とその充実の促進について監査業務の中で留意しております。

3. 経営会議

当社は、役付取締役を中心に構成する経営会議を原則として週1回開催し、重要な業務執行の協議・検討を行っております。

4. 内部監査

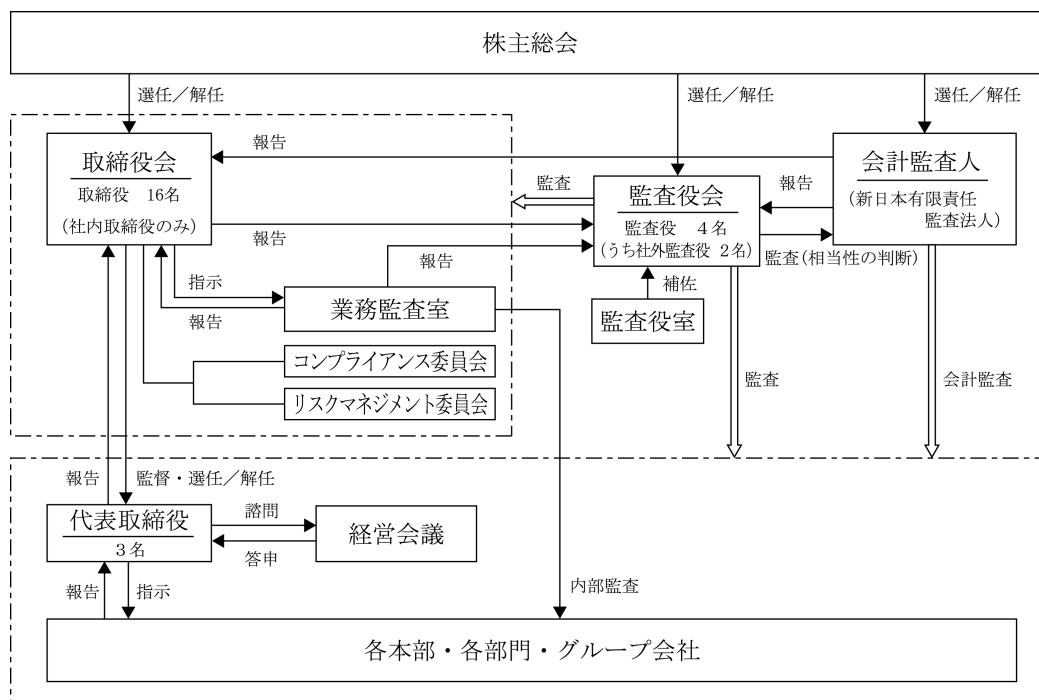
当社の取締役会直轄の独立した内部監査部門である業務監査室が、「内部監査規程」に則り内部監査年間計画書を作成し、社内及び関連子会社の法令や社内規程違反の有無、内部統制システムの不備や改善すべき点を調査・評価し、提言を行うとともに、その結果を取締役に報告しております。

5. 現状の体制を採用している理由

当社グループの対処すべき課題に対する施策を効率的に推進してまいりますためには迅速で適切な意思決定を行うことが不可欠であり、かつ管理機能を強化していくことが重要であると考えております。このため当社では「取締役会」の他に、役付役員を中心とする「経営会議」を定期的開催し、重要な業務執行についての協議・検討を行っており、また、変化の激しい経営環境に迅速に対応できる体制とすべく取締役任期を選任後1年以内とし、合理的な経営を追求しております。監視機能については、監査役制度に基づく社外監査役2名による外部からの経営の監視機能を十分に果たす体制が整っているため、現状の体制を採用しております。

当社におけるコーポレート・ガバナンス及び内部統制に関する体制の模式図は次のとおりであります。

参考資料：模式図



ロ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 代表取締役社長のコンプライアンス宣言を受け、コンプライアンス行動指針を制定し、コンプライアンス相談・提案制度の概要を含め全役職員が常時携帯する冊子に掲載し周知することで、全役職員に法令及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底しております。
- 2) コンプライアンス・オフィサーに役付取締役を任命し、コンプライアンス委員会を設置しております。当該委員会では、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題・課題把握に努めており、重要な問題点について審議し、その結果を取締役に報告しております。各業務担当取締役は、各業務部門固有のコンプライアンスリスクの分析と対策を行い、継続的に質向上を図っております。
- 3) 使用人がコンプライアンス上の問題を発見した場合に、すみやかに報告できるコンプライアンス相談・提案窓口をコンプライアンス委員会に設けており、相談・提案を受けた当該委員会は、その内容を精査し、担当部門と再発防止策を協議・決定し、全社展開を図ることで、係るシステムが、より活発に利用されるよう周知しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」といいます。）に記録し、保存及び管理することを徹底しております。
- 2) 係る文書等を、取締役及び監査役は常時閲覧できます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署が、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行っております。
- 2) リスクマネジメント・オフィサーに役付取締役を任命し、リスクマネジメント委員会を設置しております。当該委員会において組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応を行うことで、改善を継続的に実施しております。
- 3) 新たに生じたリスクについては、取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めるとともに、担当部署を定め対応しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 組織・分掌規程や職務権限規程といった職務権限・意思決定ルールに則り、職務を遂行しております。
- 2) 更なるスピード経営を目指すために、役付取締役で構成される経営会議を設置し、重要案件を迅速に審議し、取締役会に上程しております。
- 3) 取締役会は中期経営計画に基づき単年度事業計画・予算設定及び月次・四半期業績管理を実施しております。

5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社経営管理本部、コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会は、関係会社連絡会等を通じて情報の共用化を図るとともに、関係部門と連携し、企業集団としての内部統制体制の実効性が高まるよう取り組んでおります。
- 2) 当社業務監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を実施しております。その結果を取締役会に報告し、内部統制の改善を行っております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに、その使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査役室を設置し、専属の使用人を配置しております。当該使用人は監査業務を補助しております。
- 2) 当該使用人の人事評価は監査役が行い、また、人事異動及び懲戒処分に関しては事前に監査役会の承諾を得るものとしております。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役会等重要な会議の議事録を閲覧した上で、不明点があれば取締役に報告を求めることができるようにしております。
- 2) 取締役及び使用人は、次に定める事項に該当する場合は、監査役に報告しております。
 - 1 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 2 経営状況として重要な事項
 - 3 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - 4 重大な法令・定款違反
 - 5 コンプライアンス相談・提案窓口の通報状況及び内容

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行っております。
- 2) 監査役は、会計監査人及び業務監査室と定期的に意見交換を行っております。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、適切な内部統制を整備し、運用する体制を構築しており、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保しております。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制整備

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向け、コンプライアンス宣言に『市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及びその団体に対しては、毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。』と定め、全社的に取り組んでおります。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社のコンプライアンス宣言に反社会的勢力に対する基本方針を示すとともに、反社会的勢力排除に向け次のように体制を整備しております。

1 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

法務・総務部を対応統括部署として、事案により関係部門と協議し対応しております。各事業所、営業所等に不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制を構築しております。

2 外部の専門機関との連携状況

所轄警察署、警察本部組織犯罪対策課や暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関とともに連携し、反社会的勢力に対する体制を整備しております。また、当社は新潟県企業対象暴力対策協議会に所属し、指導を受けるとともに情報の共有化を図っております。

3 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

法務・総務部が反社会的勢力に関する情報を収集して一元管理し、反社会的勢力であるかどうかの確認に利用しております。

4 対応マニュアルの整備状況

当社のコンプライアンス宣言を受け、コンプライアンス行動指針に反社会的勢力との関係断絶を明記し、これらを全役職員が常時携帯する冊子に掲載し周知徹底を図っております。

5 研修活動の実施状況

コンプライアンス委員会は、当社及びグループ各社にコンプライアンス啓発活動を行っております。

③ 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

当社は、内部監査部門として業務監査室を設置し、監査スタッフ 5 名により当社の内部監査を実施しております。その結果を関係各部門及び取締役会に報告し、関係各部門は必要に応じて、内部統制の改善を行っております。

また、監査役監査については、監査役室を設置し、専任の監査スタッフ 1 名を配置して、監査役監査を支える体制を確保しております。また、監査役のうち 1 名は財務・会計に関する専門的知見を有する者を選任し、監査役監査の実効性を確保する上で業務監査室との連携が重要との観点から、業務監査室との間で年度監査計画及び監査結果等について定期的な情報交換を行っております。

内部監査、監査役監査及び会計監査は、各々の役割を相互認識した上で、定期的に会合を持ち、情報及び意見の交換を行っております。また、経理部門、法務部門などの内部統制部門は、内部統制の整備及び運用の状況に関して内部監査部門（業務監査室）、監査役、会計監査人に対して、必要に応じて報告を行っております。

④ 社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役及び社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準（上場管理等に関するガイドラインⅢ 5.（3）の 2 に列挙されている事由）及び開示加重要件（有価証券上場規程施行規則第 211 条第 4 項第 5 号 a に列挙されている事由）を参考に、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を最低 1 名以上選任することとしております。また、会社からの独立性以外の要素として、社外取締役または社外監査役に期待する機能・役割を踏まえ、経営者としての豊富な経験と高い見識や弁護士、公認会計士、税理士としての専門的な知識や経験などを有する方を選任するものとしております。

また、当社では社外取締役は選任しておりませんが、内部統制システムの整備を積極的に推進し、かつ変化の激しい経営環境に迅速に対応できる体制とすべく取締役任期を選任後 1 年以内としており、監査役制度に基づいて選任された社外監査役 2 名による外部からの経営の監視機能を十分に果たす体制を整えております。社外監査役櫻井陽一氏は弁護士として培われた専門的知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため選任しており、社外監査役宮島道明氏は公認会計士として培われた専門的知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため選任しております。

なお、社外監査役櫻井陽一氏と当社とは、同氏が当社の株式を 12,000 株保有しておりますが、その他の利害関係はありません。

⑤ 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	444	214	17	175	38	19
監査役 (社外監査役を除く。)	37	25	—	11	—	2
社外役員	31	13	—	6	12	3

(注) 基本報酬には当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

役員報酬につきましては、当社の状況、当該役員の職位職責、従業員給与とのバランス等を考慮し、取締役の報酬は株主総会で決議された報酬総額の限度内においてその配分を取締役会にて、監査役の報酬は株主総会で決議された報酬総額の限度内において監査役の協議にて決定しております。

また、経営改革の一環として役員報酬体系の見直しを行い、平成23年5月13日開催の取締役会において役員退職慰労金制度の廃止を決議し、また、平成23年6月28日開催の株主総会において、役員退職慰労金の打ち切り支給及び取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度の導入を決議しております。

なお、その後重任している役員及び在任中の役員への退職慰労金の支給の時期は各人の退任時とし、具体的な金額等の決定は、当該制度廃止時点の当社所定の基準に従い、廃止時点までの在任期間をもとに、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任いただくことをご承認いただいております。

注) 1 取締役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第61回定時株主総会決議において年額4億8千万円以内(ただし使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない。)と決議いただいております。

2 監査役の報酬限度額は、平成18年6月28日開催の第61回定時株主総会決議において年額8千5百万円以内と決議いただいております。

⑥ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数

38銘柄

貸借対照表計上額の合計額

14,387百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、保有区分、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
本田技研工業(株)	3,416,048	10,675	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
ヤマハ発動機(株)	671,925	975	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
(株)大光銀行	800,000	216	資金調達の円滑化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	446,001	171	資金調達の円滑化
スズキ(株)	84,000	156	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
(株)ユーシン	184,087	118	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
(株)第四銀行	240,662	66	資金調達の円滑化
三菱電機(株)	50,000	49	民生機器事業における取引の円滑化
MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス(株)	15,750	29	金融取引の円滑化
富士重工業(株)	50,355	26	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
川崎重工業(株)	60,000	21	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
(株)ノーリツ	11,000	16	民生機器事業における取引の円滑化
(株)りそなホールディングス	37,880	15	資金調達の円滑化
三信電気(株)	20,000	14	自動車、汎用計器事業並びに民生機器事業における取引の円滑化
北越工業(株)	30,018	8	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
第一生命保険(株)	19	2	金融取引の円滑化

(注) (株)ユーシン、(株)第四銀行、三菱電機(株)、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス(株)、富士重工業(株)、川崎重工業(株)、(株)ノーリツ、(株)りそなホールディングス、三信電気(株)、北越工業(株)、第一生命保険(株)は貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。当社が保有するすべての特定投資株式について記載しております。

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
本田技研工業(株)	3,429,457	10,785	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
ヤマハ発動機(株)	671,925	745	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
(株)大光銀行	800,000	206	資金調達の円滑化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	446,001	183	資金調達の円滑化
スズキ(株)	84,000	166	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
(株)ユーシン	184,087	129	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
(株)第四銀行	240,662	70	資金調達の円滑化
三菱電機(株)	50,000	36	民生機器事業における取引の円滑化
富士重工業(株)	50,355	33	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス(株)	15,750	26	金融取引の円滑化
(株)ノーリツ	11,000	17	民生機器事業における取引の円滑化
川崎重工業(株)	60,000	15	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
(株)りそなホールディングス	37,880	14	資金調達の円滑化
三信電気(株)	20,000	13	自動車、汎用計器事業並びに民生機器事業における取引の円滑化
北越工業(株)	30,018	8	自動車及び汎用計器事業における取引の円滑化
第一生命保険(株)	19	2	金融取引の円滑化

(注) (株)ユーシン、(株)第四銀行、三菱電機(株)、富士重工業(株)、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス(株)、(株)ノーリツ、川崎重工業(株)、(株)りそなホールディングス、三信電気(株)、北越工業(株)、第一生命保険(株)は貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ですが、当社が保有するすべての特定投資株式について記載しております。

- ハ 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

⑦ 会計監査の状況

当社の監査証明に係る業務を執行した公認会計士は、五十嵐朗氏及び清水栄一氏の2名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。監査業務に係る補助者の構成につきましては、公認会計士10名、その他9名からなっております。

⑧ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑨ 取締役の定数

当社の取締役は25名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑪ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策及び配当政策を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	37	3	37	9
連結子会社	—	—	—	—
計	37	3	37	9

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準への移行に関する助言業務であります。

当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して支払っている非監査業務の内容は、国際財務報告基準への移行に関する助言業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)及び事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、以下のとおり連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

- (1) 会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、適宜情報収集を行っております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31 日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	70,449	76,344
受取手形	768	※5 876
売掛金	28,561	33,854
有価証券	305	300
商品及び製品	8,471	9,486
仕掛品	※6 3,228	3,848
原材料及び貯蔵品	10,668	12,151
繰延税金資産	2,585	2,719
その他	4,715	6,715
貸倒引当金	△135	△120
流動資産合計	129,619	146,175
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1, ※4 34,151	※1, ※4 34,560
減価償却累計額	△22,794	△23,566
建物及び構築物（純額）	11,357	10,993
機械装置及び運搬具	※4 38,091	※4 39,803
減価償却累計額	△31,134	△32,198
機械装置及び運搬具（純額）	6,957	7,604
工具、器具及び備品	※4 31,065	※4 30,959
減価償却累計額	△28,330	△28,378
工具、器具及び備品（純額）	2,734	2,581
土地	※1 15,174	※1 14,202
リース資産	934	940
減価償却累計額	△225	△282
リース資産（純額）	708	658
建設仮勘定	1,095	1,166
有形固定資産合計	38,028	37,205
無形固定資産		
のれん	625	511
その他	1,225	1,593
無形固定資産合計	1,850	2,104
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 20,740	※3 21,017
繰延税金資産	385	412
その他	954	726
貸倒引当金	△17	△11
投資その他の資産合計	22,062	22,146
固定資産合計	61,941	61,456
資産合計	191,561	207,632

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	1,802	※5 2,009
買掛金	22,100	28,173
短期借入金	※1 55,609	※1 57,524
リース債務	171	181
未払法人税等	1,801	3,100
繰延税金負債	—	0
賞与引当金	1,989	1,915
製品補償損失引当金	1,176	982
受注損失引当金	※6 139	—
その他	9,571	※5 12,589
流動負債合計	94,361	106,476
固定負債		
長期借入金	92	2
リース債務	240	331
繰延税金負債	1,778	1,670
退職給付引当金	2,353	2,436
役員退職慰労引当金	392	175
資産除去債務	50	49
その他	104	245
固定負債合計	5,012	4,912
負債合計	99,374	111,388
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,494	14,494
資本剰余金	6,492	6,492
利益剰余金	75,258	81,886
自己株式	△6,267	△6,272
株主資本合計	89,977	96,601
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,116	3,291
為替換算調整勘定	△6,140	△8,877
その他の包括利益累計額合計	△3,024	△5,586
新株予約権	—	17
少数株主持分	5,234	5,211
純資産合計	92,187	96,243
負債純資産合計	191,561	207,632

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
売上高	167,276	175,981
売上原価	※1, ※5, ※6 132,186	※1, ※5 140,508
売上総利益	35,089	35,473
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	4,113	4,386
従業員給料	6,192	7,228
貸倒引当金繰入額	8	2
賞与引当金繰入額	470	457
製品補償損失引当金繰入額	832	—
退職給付引当金繰入額	92	104
役員退職慰労引当金繰入額	74	60
減価償却費	903	966
その他	7,749	8,756
販売費及び一般管理費合計	※1 20,439	※1 21,963
営業利益	14,650	13,509
営業外収益		
受取利息	592	863
受取配当金	256	291
負ののれん償却額	20	—
その他	609	551
営業外収益合計	1,480	1,706
営業外費用		
支払利息	230	300
為替差損	5,351	—
その他	59	48
営業外費用合計	5,640	349
経常利益	10,490	14,866
特別利益		
固定資産売却益	※2 55	※2 46
負ののれん発生益	—	42
その他	0	9
特別利益合計	55	98
特別損失		
固定資産売却損	※3 25	※3 12
固定資産除却損	※4 49	※4 97
減損損失	—	※7 1,077
投資有価証券評価損	151	277
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	8	—
特別損失合計	234	1,463
税金等調整前当期純利益	10,311	13,501

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
法人税、住民税及び事業税	3,566	5,221
法人税等調整額	△308	48
法人税等合計	3,257	5,269
少数株主損益調整前当期純利益	7,054	8,231
少数株主利益	1,043	822
当期純利益	6,010	7,409

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	7,054	8,231
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△202	175
為替換算調整勘定	△2,166	△3,156
その他の包括利益合計	△2,368	※1 △2,980
包括利益	4,685	5,250
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,865	4,847
少数株主に係る包括利益	820	403

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	14,494	14,494
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	14,494	14,494
資本剰余金		
当期首残高	6,494	6,492
当期変動額		
新株予約権の行使	△0	—
自己株式の処分	△1	—
当期変動額合計	△2	—
当期末残高	6,492	6,492
利益剰余金		
当期首残高	70,064	75,258
当期変動額		
剰余金の配当	△802	△802
当期純利益	6,010	7,409
連結範囲の変動	△0	39
従業員奨励福利基金	△13	△19
当期変動額合計	5,194	6,627
当期末残高	75,258	81,886
自己株式		
当期首残高	△6,256	△6,267
当期変動額		
新株予約権の行使	1	—
自己株式の取得	△15	△4
自己株式の処分	2	—
当期変動額合計	△11	△4
当期末残高	△6,267	△6,272
株主資本合計		
当期首残高	84,796	89,977
当期変動額		
新株予約権の行使	0	—
剰余金の配当	△802	△802
当期純利益	6,010	7,409
連結範囲の変動	△0	39
従業員奨励福利基金	△13	△19
自己株式の取得	△15	△4
自己株式の処分	1	—
当期変動額合計	5,181	6,623
当期末残高	89,977	96,601

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3,318	3,116
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△202	175
当期変動額合計	△202	175
当期末残高	3,116	3,291
為替換算調整勘定		
当期首残高	△4,197	△6,140
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,943	△2,737
当期変動額合計	△1,943	△2,737
当期末残高	△6,140	△8,877
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△878	△3,024
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,145	△2,561
当期変動額合計	△2,145	△2,561
当期末残高	△3,024	△5,586
新株予約権		
当期首残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	17
当期変動額合計	—	17
当期末残高	—	17
少数株主持分		
当期首残高	4,865	5,234
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	369	△22
当期変動額合計	369	△22
当期末残高	5,234	5,211
純資産合計		
当期首残高	88,782	92,187
当期変動額		
新株予約権の行使	0	—
剰余金の配当	△802	△802
当期純利益	6,010	7,409
連結範囲の変動	△0	39
従業員奨励福利基金	△13	△19
自己株式の取得	△15	△4
自己株式の処分	1	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,776	△2,566
当期変動額合計	3,404	4,056
当期末残高	92,187	96,243

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	10,311	13,501
減価償却費	5,514	5,776
減損損失	—	1,077
のれん償却額	△20	130
負ののれん発生益	—	△42
株式報酬費用	—	17
賞与引当金の増減額 (△は減少)	469	△74
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	84	106
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△33	△41
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	26	△12
製品補償損失引当金の増減額 (△は減少)	689	△180
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	121	△139
受取利息及び受取配当金	△849	△1,154
支払利息	230	300
為替差損益 (△は益)	3,713	△221
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△9
有形固定資産売却益	△55	△46
有形固定資産処分損	74	109
有価証券売却損益 (△は益)	0	—
有価証券評価損益 (△は益)	2	5
投資有価証券評価損益 (△は益)	151	277
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	8	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,632	△6,059
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,586	△3,558
その他の資産の増減額 (△は増加)	315	△929
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,046	7,107
その他の負債の増減額 (△は減少)	1,784	2,897
小計	20,367	18,838
利息及び配当金の受取額	847	1,157
利息の支払額	△235	△299
法人税等の支払額	△1,949	△3,938
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,029	15,758

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△78	△73
定期預金の払戻による収入	78	72
有価証券の売却による収入	0	—
有形固定資産の取得による支出	△4,643	△5,972
有形固定資産の売却による収入	462	397
無形固定資産、投資その他の資産の増減額（△は増加）	△510	△644
貸付けによる支出	△1,914	△3,252
貸付金の回収による収入	840	2,475
投資有価証券の取得による支出	△2,126	△1,770
投資有価証券の売却による収入	—	90
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△1,634	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9,525	△8,677
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	21,213	1,799
長期借入れによる収入	—	4
長期借入金の返済による支出	△112	△111
社債の償還による支出	△245	—
リース債務の返済による支出	△200	△161
自己株式の純増減額（△は増加）	△17	△4
配当金の支払額	△801	△801
少数株主への配当金の支払額	△163	△219
財務活動によるキャッシュ・フロー	19,671	506
現金及び現金同等物に係る換算差額	△4,348	△1,739
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	24,827	5,847
現金及び現金同等物の期首残高	45,553	70,381
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	46
現金及び現金同等物の期末残高	※1 70,381	※1 76,275

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

- (1) 子会社のうち27社を連結の範囲に含めております。当該連結子会社は次のとおりであります。エヌエスアドバンテック(株)、エヌエスエレクトロニクス(株)、NSウエスト(株)、(株)NS・コンピュータサービス、日精サービス(株)、(株)ホンダ四輪販売長岡、新潟マツダ自動車(株)、(株)新長岡マツダ販売、(株)マツダレンタカー新潟、(株)カーステーション新潟、ユーケーエヌ・エス・アイ社、ニッポンセイキヨーロッパ社、ニューサバイナインダストリーズ社、エヌ・エス・インターナショナル社、ニッポンセイキ・ド・ブラジル社、エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社、タイ-ニッポンセイキ社、タイマット エヌエス社、インドネシア ニッポンセイキ社、ベトナム・ニッポンセイキ社、香港日本精機有限公司、東莞日精電子有限公司、上海日精儀器有限公司、香港易初日精有限公司、台湾日精儀器股份有限公司、常州日精儀器有限公司、日精工程塑料(南通)有限公司、日精工程塑料(南通)有限公司は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

また、シャン・チー・インベストメンツ社は清算したため、連結の範囲から除外しております。

- (2) 非連結子会社は日精給食(株)、浙江日精儀器有限公司、ニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ(タイ)社、ニッポンセイキ・デ・メヒコ社、ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社、日精儀器武漢有限公司、日精儀器科技(上海)有限公司及びエヌエス インストルメンツ インディア社の8社であります。
- (3) 非連結子会社の日精給食(株)、浙江日精儀器有限公司、ニッポンセイキ・コンシューマ・プロダクツ(タイ)社、ニッポンセイキ・デ・メヒコ社、ニッセイ・アドバンテック・メヒコ社、日精儀器武漢有限公司、日精儀器科技(上海)有限公司及びエヌエス インストルメンツ インディア社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲より除いております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社8社及び関連会社1社は、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響に重要性がないため、持分法の適用より除いております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ニッポンセイキ・ド・ブラジル社、エヌエスサンパウロ・コンポーネント・オートモーティブ社、タイ-ニッポンセイキ社、タイ マット エヌエス社、インドネシア ニッポンセイキ社、ベトナム・ニッポンセイキ社、香港日本精機有限公司、東莞日精電子有限公司、上海日精儀器有限公司、香港易初日精有限公司、台湾日精儀器股份有限公司、常州日精儀器有限公司及び日精工程塑料(南通)有限公司の決算日は12月31日であります。連結財務諸表作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の事業年度末と連結決算日は一致しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

売買目的有価証券

時価法(売却原価は移動平均法により算定)

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ取引

時価法によっております。

③ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

計器類の製品・仕掛品……総平均法

その他の製品・仕掛品……個別法

原材料……総平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

……主として定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主に法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

……主として定額法によっております。

なお、耐用年数については、主に法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日がリース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 製品補償損失引当金

顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係わる費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費等について合理的に見積もられる金額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による按分額を償却することとしております。

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による按分額を、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑤ 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(追加情報)

従来、提出会社役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上していましたが、平成23年6月28日開催の定時株主総会において慰労金の打ち切り支給議案が承認可決されました。これにより、当連結会計年度において提出会社の「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額の未払い分については、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当連結会計年度に着手したソフトウェア開発契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるものについては進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)を、その他のものについては完成基準を適用しております。

(5) 連結財務諸表の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成に当たって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

なお、過年度に発生した負ののれんについては5年間で均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書上の現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期投資を計上しております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理について

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 提出会社と連結子会社で会計処理基準が異なるもの

連結子会社が採用する会計処理基準は下記事項を除き、提出会社が採用する会計処理基準とおおむね同一であります。

棚卸資産の評価基準及び評価方法

連結子会社2社

計器類の製品・仕掛品……売価還元法による原価法

計器類の原材料・貯蔵品……最終仕入原価法

【会計方針の変更】

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

【表示方法の変更】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動負債」の「買掛金」に含めておりました「未払金(ファクタリング)」については、より合理的な管理を行うため、当連結会計年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動負債」の「買掛金」に含めていた「未払金(ファクタリング)」の金額3,876百万円は、「流動負債」の「その他」として組み替えております。

【追加情報】

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
建物	426百万円	307百万円
土地	344 "	—
計	770百万円	307百万円

上記のほかに、前連結会計年度において建物11百万円、土地153百万円を、また当連結会計年度において建物10百万円、土地153百万円をそれぞれ取引保証の担保に差入れています。

担保付債務

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
短期借入金	405百万円	307百万円

2 偶発債務

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
日精工程塑料(南通)有限公司	65百万円	—

※3 非連結子会社及び関連会社株式に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
投資有価証券(株式)	5,333百万円	5,726百万円

※4 国庫補助金の受入により、取得価額から控除した圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
建物及び構築物	19百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	167 "	167 "
工具、器具及び備品	72 "	72 "
計	260百万円	241百万円

※5 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
受取手形	—	94百万円
支払手形	—	205 "
設備関係支払手形	—	4 "

※6 損失が見込まれる受注契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

受注損失引当金に対応するたな卸資産の額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
仕掛品	139百万円	—

(連結損益計算書関係)

※1 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	2,771百万円	3,019百万円

※2 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
機械装置及び運搬具	19百万円	8百万円
工具、器具及び備品	30 "	37 "
土地	5 "	—
計	55百万円	46百万円

※3 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
建物及び構築物	9百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	5 "	5 "
工具、器具及び備品	0 "	0 "
土地	9 "	5 "
計	25百万円	12百万円

※4 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
建物及び構築物	4百万円	19百万円
機械装置及び運搬具	30 "	59 "
工具、器具及び備品	14 "	17 "
無形固定資産（施設利用権）	—	0 "
計	49百万円	97百万円

※5 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上原価	538百万円	559百万円

※6 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	88百万円	—

※ 7 減損損失

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社グループは、報告セグメントを基準に資産をグルーピングしております。

また未利用の資産については区分してグルーピングしております。

当連結会計年度において以下の資産について減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
賃貸用資産	建物、構築物 機械装置、土地	新潟県長岡市
未利用	土地	新潟県村上市

賃貸用資産については、継続的な地価の下落により、収益性が低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額について減損損失(830百万円)として特別損失に計上しました。

なお、当資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、第三者による合理的に算出された評価額に基づいて算定しております。

また未利用不動産については、将来の使用が見込まれていないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額について減損損失(247百万円)として特別損失に計上しました。

なお、当資産の回収可能価額は正味売却価額により算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金

当期発生額	△143百万円
-------	---------

組替調整額	—
-------	---

税効果調整前	△143百万円
--------	---------

税効果額	318 〃
------	-------

その他有価証券評価差額金	175百万円
--------------	--------

為替換算調整勘定

当期発生額	△3,156百万円
-------	-----------

その他の包括利益合計	△2,980百万円
------------	-----------

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	60,907	—	—	60,907

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,602,211	16,779	2,363	3,616,627

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 16,779株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少 1,092株

単元未満株式の買増請求による減少 1,271株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	401	7.0	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	401	7.0	平成22年9月30日	平成22年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	401	7.0	平成23年3月31日	平成23年6月29日

当連結会計年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	60,907	—	—	60,907

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,616,627	4,767	—	3,621,394

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 4,767株

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	17
合計			—	—	—	—	17

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年 5 月13日 取締役会	普通株式	401	7.0	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月29日
平成23年10月27日 取締役会	普通株式	401	7.0	平成23年 9 月30日	平成23年12月 9 日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年 5 月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	630	11.0	平成24年 3 月31日	平成24年 6 月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金	70,449百万円	76,344百万円
預入期間3ヶ月を超える定期預金	△67 "	△69 "
現金及び現金同等物	70,381百万円	76,275百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	その他の 無形固定資産 (ソフトウェア)	合計
取得価額相当額	1,007百万円	249百万円	165百万円	1,422百万円
減価償却累計額相当額	889 "	211 "	144 "	1,245 "
期末残高相当額	117百万円	38百万円	20百万円	176百万円

なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低い
ため、「支払利子込み法」により算定しております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	その他の 無形固定資産 (ソフトウェア)	合計
取得価額相当額	807百万円	228百万円	120百万円	1,156百万円
減価償却累計額相当額	782 "	220 "	120 "	1,123 "
期末残高相当額	25百万円	7百万円	—	32百万円

なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低い
ため、「支払利子込み法」により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年以内	145百万円	25百万円
1年超	31 "	7 "
合計	176百万円	32百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残
高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	255百万円	73百万円
減価償却費相当額	255百万円	73百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年以内	196百万円	186百万円
1年超	167 〃	358 〃
合計	364百万円	545百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブは、外貨建ての営業債権債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を半期ごとに把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。また、主に取引先企業等に対し短期及び長期の貸付を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びリース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。(注2) 参照)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	70,449	70,449	—
(2) 受取手形	768	768	—
(3) 売掛金	28,561	28,561	—
貸倒引当金	△135	△135	—
	28,426	28,426	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
売買目的有価証券	305	305	—
その他有価証券	13,460	13,460	—
資産計	113,410	113,410	—
(1) 支払手形	1,802	1,802	—
(2) 買掛金	22,100	22,100	—
(3) 短期借入金	55,498	55,498	—
(4) 長期借入金※	203	203	0
(5) リース債務※	412	402	△9
負債計	80,016	80,007	△9
デリバティブ取引	—	—	—

※1年以内返済予定分を含む。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	76,344	76,344	—
(2) 受取手形	876	876	—
(3) 売掛金	33,854	33,854	—
貸倒引当金	△120	△120	—
	33,733	33,733	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
売買目的有価証券	300	300	—
その他有価証券	13,347	13,347	—
資産計	124,602	124,602	—
(1) 支払手形	2,009	2,009	—
(2) 買掛金	28,173	28,173	—
(3) 短期借入金	57,430	57,430	—
(4) 長期借入金※	96	96	0
(5) リース債務※	513	501	△11
負債計	88,222	88,211	△11
デリバティブ取引	—	—	—

※1年以内返済予定分を含む。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形並びに(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券及びマネー・マネジメント・ファンドは取引金融機関から提示された価格によっております。なお、有価証券は売買目的有価証券及びその他有価証券として保有しております。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「有価証券関係」注記を参照ください。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金並びに(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) リース債務

元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	平成23年 3 月 31 日	平成24年 3 月 31 日
非上場株式	7,279	7,670

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成23年 3 月 31 日)

	1 年以内 (百万円)
現金及び預金	70,449
受取手形	768
売掛金	28,561
合計	99,779

当連結会計年度(平成24年 3 月 31 日)

	1 年以内 (百万円)
現金及び預金	76,344
受取手形	876
売掛金	33,854
合計	111,075

(注4) 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	111	92	—	—	—	—
リース債務	171	105	73	30	15	15
合計	282	198	73	30	15	15

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	93	0	0	0	0	—
リース債務	181	151	111	41	27	0
合計	274	151	112	42	27	0

(有価証券関係)

1 売買目的有価証券

	平成23年 3 月31 日	平成24年 3 月31 日
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	△2百万円	△5百万円

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成23年 3 月31 日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	12,143	6,858	5,285
小計	12,143	6,858	5,285
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	486	537	△50
マネー・マネジメント・ファンド	830	830	—
小計	1,317	1,368	△50
合計	13,460	8,226	5,234

当連結会計年度(平成24年 3 月31 日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	12,221	7,072	5,148
小計	12,221	7,072	5,148
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	303	360	△57
マネー・マネジメント・ファンド	822	822	—
小計	1,125	1,183	△57
合計	13,347	8,256	5,091

3 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

4 減損処理を行ったその他有価証券

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお、当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損151百万円を計上しております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	千ユーロ	24,000 (2,732)	—	(2,630)	△101
	買建				
	千米ドル	1,500 (121)	—	(124)	3
合計		—	—	—	△98

(注) 時価の算定方法
取引金融機関から提示された価格によっております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	千ユーロ	28,800 (3,189)	—	(3,219)	30
	千ポンド	12,016 (1,578)	—	(1,496)	△82
合計		—	—	—	△52

(注) 時価の算定方法
取引金融機関から提示された価格によっております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

提出会社及び連結子会社は、確定拠出年金制度を主とする制度を設けております。

なお、提出会社及び一部の連結子会社は、確定給付型の制度として、年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

提出会社、国内連結子会社3社及び海外連結子会社5社が、退職一時金制度を有しております。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
(1) 退職給付債務(百万円) (内訳)	△2,562	△2,695
(2) 年金資産(百万円)	175	165
(3) 未認識過去勤務債務(百万円)	△50	△37
(4) 未認識数理計算上の差異(百万円)	84	131
(5) 退職給付引当金(百万円)	△2,353	△2,436

(注) 1 国内連結子会社3社及び海外連結子会社3社につきましては、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
(1) 勤務費用(百万円)	163	207
(2) 利息費用(百万円)	45	47
(3) 期待運用収益(百万円)	△1	△1
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額(百万円) (注) 2	49	—
(5) 過去勤務債務の償却額(百万円)	△12	△12
(6) 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	13	16
(7) 退職給付費用(百万円)	257	257
(8) その他(百万円)	798	851
計(百万円)	1,056	1,109

(注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は「(1)勤務費用」に計上しております。

2 台湾子会社の費用処理額であります。

3 「その他」は確定拠出年金の掛金支払額等であります。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
主として 2.0%	主として 2.0%

(3) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
2.25%	2.25%

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

10年(発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による按分額を償却することとしております。)

(5) 数理計算上の差異の処理年数

10年(発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による按分額を翌連結会計年度から費用処理することとしております。)

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	17百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成23年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役15
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 24,700
付与日	平成23年7月19日
権利確定条件	権利確定条件は付されていない。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはない。
権利行使期間	平成23年7月20日～平成53年7月19日

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成24年3月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

会社名	提出会社
決議年月日	平成23年6月28日
権利確定前	
前連結会計年度末(株)	—
付与(株)	24,700
失効(株)	—
権利確定(株)	—
未確定残(株)	24,700
権利確定後	
前連結会計年度末(株)	—
権利確定(株)	—
権利行使(株)	—
失効(株)	—
未行使残(株)	—

② 単価情報

会社名	提出会社
決議年月日	平成23年6月28日
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	921.83

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

① 株価変動性 49.61%

5.2年間(平成18年5月4日から平成23年7月15日まで)の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出

② 予想残存期間 5.2年

過去10年間に退任した取締役の平均的な在任期間から、現在の在任取締役の平均在任期間を減じて算出

③ 予想配当 14円／株

平成23年3月期の配当実績による

④ 無リスク利子率 0.39%

国債の利回りから5.2年の利回りを直近近似にて算出

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
(繰延税金資産)		
たな卸資産評価損	490百万円	636百万円
賞与引当金	808 "	728 "
退職給付引当金	997 "	890 "
減価償却超過額	426 "	379 "
減損損失	682 "	928 "
未実現利益消去による調整額	738 "	804 "
その他	2,054 "	1,958 "
繰延税金資産小計	6,199 "	6,326 "
評価性引当額	△821 "	△982 "
繰延税金資産合計	5,378 "	5,343 "
(繰延税金負債)		
特別償却準備金	△49 "	△40 "
評価差額金	△2,634 "	△2,241 "
海外子会社の留保利益	△1,298 "	△1,404 "
その他	△204 "	△196 "
繰延税金負債合計	△4,187 "	△3,882 "
繰延税金資産の純額	1,191百万円	1,461百万円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
流動資産—繰延税金資産	2,585百万円	2,719百万円
固定資産—繰延税金資産	385 "	412 "
流動負債—繰延税金負債	—	△0 "
固定負債—繰延税金負債	△1,778 "	△1,670 "

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.4 %	40.4 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	△4.9	△0.6
法人税額等の減免額	△2.8	△2.3
評価性引当額	0.8	2.8
その他	△1.9	△1.3
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	31.6 %	39.0 %

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については37.7%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は6百万円、法人税等調整額は253百万円、その他有価証券評価差額金は259百万円それぞれ増加しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、賃貸等不動産の概要、連結貸借対照表計上額、当連結会計年度における主な変動、連結決算日における時価及び当該時価の算定方法等の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、賃貸等不動産の概要、連結貸借対照表計上額、当連結会計年度における主な変動、連結決算日における時価及び当該時価の算定方法等の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社では、製品別の事業単位を置き、各事業単位は取り扱う製品、サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は事業単位を基礎として、主に製品の特性に基づき、「自動車及び汎用計器事業」、「民生機器事業」、「ディスプレイ事業」及び「自動車販売事業」を報告セグメントとしております。

「自動車及び汎用計器事業」は、四輪車用計器、ヘッドアップディスプレイ、二輪車用計器、汎用計器、各種センサーの製造販売をしております。「民生機器事業」は、OA・情報機器操作パネル、空調・住設機器コントローラー、FA・アミューズメントユニットASSY、高密度実装基板EMSの製造販売をしております。「ディスプレイ事業」は、液晶表示素子・モジュール、有機EL表示素子・モジュールの製造販売をしております。「自動車販売事業」は新車・中古車の販売、車検・整備等のサービスを行っております。

「自動車販売事業」につきましては、従来「その他」に含まれておりましたが、量的な重要性が増したことから当連結会計年度より新たに報告セグメントとしております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき組替えたものを開示しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間取引は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	自動車及 び汎用計 器事業	民生機器 事業	ディスプ レイ事業	自動車販 売事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	124,979	14,762	4,209	13,238	157,189	10,087	167,276	—	167,276
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	356	29	386	8,747	9,133	△9,133	—
計	124,979	14,762	4,565	13,268	157,575	18,834	176,409	△9,133	167,276
セグメント利益又は損失 (△)	13,819	△45	△239	286	13,820	1,017	14,838	△187	14,650
セグメント資産	80,254	8,685	2,582	8,710	100,232	7,243	107,475	84,085	191,561
その他の項目									
減価償却費	4,520	209	43	308	5,081	346	5,428	83	5,511
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	4,091	141	144	356	4,734	457	5,191	2	5,193

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工・販売等を含んでおります。
- 2 調整額は以下のとおりであります。
- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△187百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント資産の調整額84,085百万円には、全社資産81,608百万円が含まれております。全社資産は、主に提出会社の資金(現金及び預金、投資有価証券)であります。
- (3) 減価償却費の調整額83百万円は、全社資産の減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2百万円は、全社資産に対する投資であります。
- 3 セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務諸 表計上額 (注) 3
	自動車及 び汎用計 器事業	民生機器 事業	ディスプ レイ事業	自動車販 売事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	128,588	13,849	4,149	18,893	165,481	10,500	175,981	—	175,981
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	113	44	157	10,064	10,221	△10,221	—
計	128,588	13,849	4,262	18,937	165,639	20,564	186,203	△10,221	175,981
セグメント利益又は損失 (△)	11,989	350	△376	478	12,440	1,342	13,782	△273	13,509
セグメント資産	137,774	9,878	3,903	9,504	161,061	8,213	169,275	38,357	207,632
その他の項目									
減価償却費	4,598	190	94	383	5,266	430	5,697	53	5,750
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	5,466	178	135	551	6,331	337	6,669	9	6,679

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工・販売等を含んでおります。
- 2 調整額は以下のとおりであります。
- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△273百万円は、セグメント間取引消去であります。
- (2) セグメント資産の調整額38,357百万円には、全社資産38,044百万円が含まれております。全社資産は、主に提出会社の資金(現金及び預金、投資有価証券)であります。
- (3) 減価償却費の調整額53百万円は、全社資産の減価償却費であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額9百万円は、全社資産に対する投資であります。
- 3 セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	アジア	合計
77,263	27,439	13,809	48,764	167,276

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	アジア	合計
28,075	2,355	372	7,224	38,028

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	アジア	合計
81,849	32,134	14,745	47,251	175,981

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	アジア	合計
25,479	2,293	653	8,778	37,205

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他	全社・消去	合計
	自動車及び 汎用計器事業	民生機器事業	ディスプレイ事業	自動車販売事業	計			
減損損失	—	—	—	—	—	—	1,077	1,077

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計
	自動車及び 汎用計器事業	民生機器事業	自動車販売事業	計		
(のれん)						
当期償却額	60	—	57	117	—	117
当期末残高	207	—	479	687	—	687
(負ののれん)						
当期償却額	73	5	—	78	59	138
当期末残高	37	—	—	37	24	62

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工・販売等を含んでおります。

2 平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんについては、のれんと相殺しております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	自動車及び 汎用計器事業	自動車販売事業	計		
(のれん)					
当期償却額	58	107	165	—	165
当期末残高	137	401	539	—	539
(負ののれん)					
当期償却額	18	—	18	16	35
当期末残高	18	—	18	8	27

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、貨物運送、ソフトウェアの開発販売、受託計算、樹脂材料の加工・販売等を含んでおります。

2 平成22年4月1日前行われた企業結合等により発生した負ののれんについては、のれんと相殺しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

「自動車及び汎用計器事業」セグメントにおいて、当社による連結子会社常州日精儀器有限公司の株式取得により、当連結会計年度において、42百万円の負ののれん発生益を計上しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	1,517.74円	1,588.78円
1株当たり当期純利益金額	104.91円	129.33円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	—	129.29円

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、前連結会計年度については潜在株式が存在しないため、これによる影響はありません。

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	6,010	7,409
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	6,010	7,409
普通株式の期中平均株式数(千株)	57,298	57,288
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	18
(うち新株予約権)(千株)	—	(18)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	92,187	96,243
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	5,234	5,228
(うち新株予約権)	—	(17)
(うち少数株主持分)	(5,234)	(5,211)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	86,952	91,015
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(千株)	57,290	57,286

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	55,498	57,430	0.465	—
1年以内に返済予定の長期借入金	111	93	0.762	—
1年以内に返済予定のリース債務	171	181	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	92	2	7.111	平成28年7月15日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	240	331	—	平成31年8月31日
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	56,114	58,040	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため記載しておりません。

3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	0	0	0	0
リース債務	151	111	41	27

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	40,367	81,242	126,104	175,981
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	1,413	1,672	6,868	13,501
四半期(当期)純利益 金額 (百万円)	709	451	3,578	7,409
1 株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	12.39	7.87	62.47	129.33

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1 株当たり四半期純 利益金額又は 1 株当 たり四半期純損失金 額(△) (円)	12.39	△4.52	54.60	66.86

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31 日)	当事業年度 (平成24年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	54,224	11,908
受取手形	340	※6 385
売掛金	※4 27,432	※4 30,441
有価証券	305	300
商品及び製品	3,264	3,612
仕掛品	2,065	2,741
原材料及び貯蔵品	2,601	3,011
前払費用	101	71
繰延税金資産	1,312	1,304
短期貸付金	※4 4,543	※4 4,903
未収入金	※3 1,888	※3 2,502
その他	17	42
貸倒引当金	△157	△133
流動資産合計	97,941	61,093
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 14,635	※1 14,546
減価償却累計額	△11,224	△11,455
建物（純額）	3,411	3,091
構築物	1,753	1,752
減価償却累計額	△1,546	△1,584
構築物（純額）	206	168
機械及び装置	※2 14,659	※2 14,949
減価償却累計額	△13,433	△13,691
機械及び装置（純額）	1,225	1,257
車両運搬具	※2 157	※2 152
減価償却累計額	△134	△136
車両運搬具（純額）	23	15
工具、器具及び備品	※2 24,570	※2 23,969
減価償却累計額	△23,175	△22,680
工具、器具及び備品（純額）	1,395	1,289
土地	※1 8,303	※1 7,294
リース資産	16	20
減価償却累計額	△1	△5
リース資産（純額）	14	15
建設仮勘定	246	185
有形固定資産合計	14,826	13,318
無形固定資産		
ソフトウェア	613	830
その他	3	2
無形固定資産合計	616	832

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31 日)	当事業年度 (平成24年 3 月31 日)
投資その他の資産		
投資有価証券	15,328	15,210
関係会社株式	20,492	71,902
長期貸付金	36	24
関係会社長期貸付金	140	80
破産更生債権等	10	10
長期前払費用	191	137
繰延税金資産	—	58
その他	83	80
貸倒引当金	△10	△10
投資その他の資産合計	36,272	87,492
固定資産合計	51,715	101,642
資産合計	149,657	162,736
負債の部		
流動負債		
支払手形	222	※6 323
買掛金	※4 16,717	※4 20,308
短期借入金	※4 60,079	※4 61,464
1年内返済予定の長期借入金	110	92
リース債務	4	5
未払金	4,336	6,573
未払費用	1,809	2,585
未払法人税等	251	2,007
前受金	—	0
預り金	87	233
賞与引当金	1,043	875
製品補償損失引当金	919	745
設備関係支払手形	20	※6 22
流動負債合計	85,602	95,239
固定負債		
長期借入金	92	—
リース債務	11	11
繰延税金負債	138	—
退職給付引当金	1,359	1,364
役員退職慰労引当金	220	—
その他	50	224
固定負債合計	1,872	1,600
負債合計	87,475	96,839

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31 日)	当事業年度 (平成24年 3 月31 日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,494	14,494
資本剰余金		
資本準備金	6,214	6,214
その他資本剰余金	277	277
資本剰余金合計	6,492	6,492
利益剰余金		
利益準備金	960	960
その他利益剰余金		
特別償却準備金	34	21
別途積立金	39,680	40,680
繰越利益剰余金	3,681	6,222
利益剰余金合計	44,356	47,884
自己株式	△6,267	△6,272
株主資本合計	59,074	62,598
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,107	3,281
評価・換算差額等合計	3,107	3,281
新株予約権	—	17
純資産合計	62,182	65,896
負債純資産合計	149,657	162,736

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上高		
製品売上高	95,732	94,254
不動産賃貸収入	62	61
売上高合計	※1 95,794	※1 94,316
売上原価		
製品売上原価		
製品期首たな卸高	2,809	3,264
当期製品製造原価	58,180	56,004
当期製品仕入高	※3 23,040	※3 24,592
合計	84,029	83,862
製品他勘定振替高	※4 80	※4 32
製品期末たな卸高	3,264	3,612
製品売上原価	80,684	80,217
不動産賃貸費用	41	56
売上原価合計	※1, ※2, ※9 80,726	※1, ※2, ※9 80,273
売上総利益	15,067	14,042
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	3,447	3,724
役員報酬	323	413
従業員給料	1,649	1,617
従業員賞与	208	369
賞与引当金繰入額	234	191
製品補償損失引当金繰入額	599	—
退職給付引当金繰入額	22	23
役員退職慰労引当金繰入額	25	22
賃借料	78	95
減価償却費	248	241
その他	2,148	2,328
販売費及び一般管理費合計	※1, ※2 8,986	※1, ※2 9,026
営業利益	6,081	5,016
営業外収益		
受取利息	163	177
受取配当金	※1 1,203	※1 2,015
為替差益	—	1,083
受取地代家賃	149	143
雑収入	196	241
営業外収益合計	1,712	3,661

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
営業外費用		
支払利息	205	268
為替差損	4,636	—
貸倒引当金繰入額	147	—
雑支出	2	9
営業外費用合計	4,992	278
経常利益	2,802	8,399
特別利益		
固定資産売却益	※5 30	※5 26
その他	0	—
特別利益合計	30	26
特別損失		
固定資産売却損	※6 13	※6 6
固定資産除却損	※7 16	※7 69
減損損失	—	※8 1,077
投資有価証券評価損	151	1
関係会社株式評価損	269	275
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	0	—
特別損失合計	450	1,430
税引前当期純利益	2,382	6,995
法人税、住民税及び事業税	790	2,535
法人税等調整額	△218	129
法人税等合計	571	2,664
当期純利益	1,810	4,330

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
I 材料費	※ 1	41,286	68.3	38,021	64.6
II 労務費		8,999	14.9	9,634	16.4
III 経費		10,146	16.8	11,199	19.0
当期総製造費用		60,432	100.0	58,855	100.0
仕掛品期首たな卸高		1,921		2,065	
合計	※ 2	62,354		60,920	
仕掛品期末たな卸高		2,065		2,741	
他勘定振替高		2,108		2,174	
当期製品製造原価		58,180		56,004	

(注)※ 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
減価償却費	2,093	1,957
消耗品費	2,466	2,817

※ 2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(百万円)	当事業年度(百万円)
外注製品受入高	1,728	1,824
製造費用	313	239
固定資産	56	84
販売費及び一般管理費	9	25
計	2,108	2,174

(原価計算の方法)

全原価要素を工程別に計算する総合原価計算を採用しております。材料費は部分品別に予定価格を設定し、期中の受払は予定価格をもって行い、加工費は予定配賦率を設定し実際工数により計算しております。原価差異の調整は四半期末及び期末に行っております。

また液晶のパネル製造については個別原価計算を採用しております。

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	14,494	14,494
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	14,494	14,494
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	6,214	6,214
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	6,214	6,214
その他資本剰余金		
当期首残高	279	277
当期変動額		
新株予約権の行使	△0	—
自己株式の処分	△1	—
当期変動額合計	△2	—
当期末残高	277	277
資本剰余金合計		
当期首残高	6,494	6,492
当期変動額		
新株予約権の行使	△0	—
自己株式の処分	△1	—
当期変動額合計	△2	—
当期末残高	6,492	6,492
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	960	960
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	960	960
その他利益剰余金		
特別償却準備金		
当期首残高	52	34
当期変動額		
特別償却準備金の取崩	△18	△14
特別償却準備金の法人税率変更による積立	—	0
当期変動額合計	△18	△13
当期末残高	34	21

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
別途積立金		
当期首残高	38,180	39,680
当期変動額		
別途積立金の積立	1,500	1,000
当期変動額合計	1,500	1,000
当期末残高	39,680	40,680
繰越利益剰余金		
当期首残高	4,155	3,681
当期変動額		
剰余金の配当	△802	△802
特別償却準備金の取崩	18	14
特別償却準備金の法人税率変更による積立	—	△0
別途積立金の積立	△1,500	△1,000
当期純利益	1,810	4,330
当期変動額合計	△473	2,541
当期末残高	3,681	6,222
利益剰余金合計		
当期首残高	43,347	44,356
当期変動額		
剰余金の配当	△802	△802
特別償却準備金の取崩	—	—
特別償却準備金の法人税率変更による積立	—	—
別途積立金の積立	—	—
当期純利益	1,810	4,330
当期変動額合計	1,008	3,528
当期末残高	44,356	47,884
自己株式		
当期首残高	△6,256	△6,267
当期変動額		
新株予約権の行使	1	—
自己株式の取得	△15	△4
自己株式の処分	2	—
当期変動額合計	△11	△4
当期末残高	△6,267	△6,272

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
株主資本合計		
当期首残高	58,079	59,074
当期変動額		
新株予約権の行使	0	—
剰余金の配当	△802	△802
当期純利益	1,810	4,330
自己株式の取得	△15	△4
自己株式の処分	1	—
当期変動額合計	994	3,523
当期末残高	59,074	62,598
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	3,309	3,107
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△201	173
当期変動額合計	△201	173
当期末残高	3,107	3,281
新株予約権		
当期首残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	17
当期変動額合計	—	17
当期末残高	—	17
純資産合計		
当期首残高	61,389	62,182
当期変動額		
新株予約権の行使	0	—
剰余金の配当	△802	△802
当期純利益	1,810	4,330
自己株式の取得	△15	△4
自己株式の処分	1	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△201	190
当期変動額合計	792	3,714
当期末残高	62,182	65,896

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 売買目的有価証券

時価法(売却原価は移動平均法により算定)

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

計器類の製品・仕掛品

総平均法

その他の製品・仕掛品

個別法

原材料

総平均法

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

①リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、リース取引開始日がリース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 製品補償損失引当金

顧客に納入した製品に対し発生したクレームに係わる費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費等について合理的に見積もられる金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込み額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務については、発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による按分額を償却することとしております。

数理計算上の差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による按分額を、翌期から費用処理することとしております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【会計方針の変更】

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

【表示方法の変更】

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動負債」の「買掛金」に含めておりました「未払金(ファクタリング)」については、より合理的な管理を行うため、当事業年度より「流動負債」の「未払金」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」の「買掛金」に含めていた「未払金(ファクタリング)」の金額3,876百万円は、「流動負債」の「未払金」として組み替えております。

【追加情報】

- 1 当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
- 2 従来、当社役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成23年6月28日開催の定時株主総会において慰労金の打ち切り支給議案が承認可決されました。これにより、当事業年度において「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額の未払い分については、固定負債の「その他」に含めて表示しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供されている資産

前事業年度において建物11百万円、土地153百万円を、また当事業年度において建物10百万円、土地153百万円をそれぞれ取引保証の担保に差し入れております。

※2 国庫補助金の受入により、取得価額から控除した圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
機械及び装置	136百万円	136百万円
車両運搬具	0 "	0 "
工具、器具及び備品	72 "	72 "
計	209百万円	209百万円

※3 未収消費税等は流動資産の未収入金に含めて表示しております。

※4 関係会社との取引に基づく債権・債務

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
売掛金	14,577百万円	14,116百万円
短期貸付金	4,531 "	4,891 "
買掛金	4,981 "	5,671 "
短期借入金	5,019 "	4,594 "

5 偶発債務

下記の会社の営業債務に対し、次のとおり債務保証を行っております。

(債務保証)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
新潟マツダ自動車(株)	424百万円	776百万円
(株)新長岡マツダ販売	173 "	350 "
(株)NS・コンピュータサービス	13 "	54 "
計	611百万円	1,181百万円

※6 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
受取手形	—	51百万円
支払手形	—	60 "
設備関係支払手形	—	4 "

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上高	44,896百万円	43,830百万円
売上原価		
材料仕入他	19,444 "	19,801 "
販売費及び一般管理費	3,103 "	2,948 "
受取配当金	961 "	1,737 "

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
	2,853百万円	3,114百万円

※3 当期製品仕入高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
外注製品仕入高	21,311百万円	22,768百万円
外注部門費振替高	1,728 "	1,824 "
計	23,040百万円	24,592百万円

※4 製品他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
製造経費	79百万円	32百万円
販売費及び一般管理費	0 "	0 "
計	80百万円	32百万円

※5 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
機械及び装置	0百万円	14百万円
車両運搬具	0 "	—
工具、器具及び備品	29 "	11 "
計	30百万円	26百万円

※6 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
建物	4百万円	0百万円
構築物	0 "	0 "
車両運搬具	0 "	0 "
工具、器具及び備品	0 "	—
土地	8 "	5 "
計	13百万円	6百万円

※7 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
建物	0百万円	一百万円
構築物	—	0 "
機械及び装置	3 "	53 "
車両運搬具	0 "	0 "
工具、器具及び備品	12 "	15 "
(うち金型除却分)	(11) "	(14) "
計	16百万円	69百万円

※8 減損損失

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、報告セグメントを基準に資産をグルーピングしております。

また未利用の資産については区分してグルーピングしております。

当事業年度において以下の資産について減損損失を計上しました。

用途	種類	場所
賃貸用資産	建物、構築物 機械及び装置、土地	新潟県長岡市
未利用	土地	新潟県村上市

賃貸用資産については、継続的な地価の下落により、収益性が低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額について減損損失(830百万円)として特別損失に計上しました。

なお、当資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、第三者による合理的に算出された評価額に基づいて算定しております。

また未利用不動産については、将来の使用が見込まれていないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額について減損損失(247百万円)として特別損失に計上しました。

なお、当資産の回収可能価額は正味売却価額により算定しております。

※9 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上原価	406百万円	309百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,602,211	16,779	2,363	3,616,627

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 16,779株

減少数の主な内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少 1,092株

単元未満株式の買増請求による減少 1,271株

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,616,627	4,767	—	3,621,394

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 4,767株

(リース取引関係)

1. リース取引に関する会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年3月31日)

	機械装置	合計
取得価額相当額	22百万円	22百万円
減価償却累計額相当額	20 "	20 "
期末残高相当額	2百万円	2百万円

なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

当事業年度(平成24年3月31日)

	機械装置	合計
取得価額相当額	14百万円	14百万円
減価償却累計額相当額	13 "	13 "
期末残高相当額	0百万円	0百万円

なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年以内	2百万円	0百万円
1年超	0 "	—
合計	2百万円	0百万円

なお、未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
支払リース料	3百万円	2百万円
減価償却費相当額	3百万円	2百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により算定しております。

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式20,120百万円、関連会社株式371百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成24年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式71,530百万円、関連会社株式371百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(繰延税金資産)		
たな卸資産評価損	320百万円	413百万円
賞与引当金	421 "	330 "
退職給付引当金	638 "	547 "
減損損失	678 "	925 "
減価償却超過額	371 "	328 "
その他	1,522 "	1,571 "
繰延税金資産小計	3,952 "	4,116 "
評価性引当額	△643 "	△947 "
繰延税金資産合計	3,309 "	3,168 "
(繰延税金負債)		
特別償却準備金	△23 "	△12 "
その他有価証券評価差額金	△2,112 "	△1,793 "
繰延税金負債合計	△2,135 "	△1,806 "
繰延税金資産の純額	1,174百万円	1,362百万円

(注)前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
流動資産—繰延税金資産	1,312百万円	1,304百万円
固定資産—繰延税金資産	—	58 "
固定負債—繰延税金負債	138 "	—

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率 (調整)	40.4%	40.4%
交際費等永久に損金に 算入されない項目	0.5	0.2
評価性引当額	3.4	6.3
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	△17.6	△10.4
法人税額の特別税額控除額	△6.3	△2.8
税率変更による期末繰延税金資産 の減額修正	—	4.3
その他	3.6	0.1
税効果会計適用後の法人税等の 負担率	24.0%	38.1%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.4%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.7%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は43百万円減少し、法人税等調整額が302百万円、その他有価証券評価差額金が259百万円それぞれ増加しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	1,085.38円	1,150.01円
1株当たり当期純利益金額	31.60円	75.58円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	—	75.56円

(会計方針の変更)

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、前事業年度については潜在株式が存在しないため、これによる影響はありません。

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	1,810	4,330
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,810	4,330
普通株式の期中平均株式数(千株)	57,298	57,288
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	18
(うち新株予約権)(千株)	—	(18)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	62,182	65,896
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	17
(うち新株予約権)	—	(17)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	62,182	65,879
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(千株)	57,290	57,286

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有 価証券	その他有価 証券	本田技研工業(株)	3, 429, 457	10, 785
		日亜化学工業(株)	15, 000	1, 585
		ヤマハ発動機(株)	671, 925	745
		(株)富山第一銀行	347, 457	224
		(株)大光銀行	800, 000	206
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	446, 001	183
		スズキ(株)	84, 000	166
		(株)ユーシン	184, 087	129
		(株)第四銀行	240, 662	70
		新潟証券(株)	80, 000	55
		その他28銘柄	393, 030	236
		小計	6, 691, 619	14, 387
合計			6, 691, 619	14, 387

【債券】

銘柄			券面総額(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	売買目的 有価証券	第19回三菱東京UFJ銀行期限前 償還条項付社債(劣後特約付)	300	300
		小計	300	300
合計			300	300

【その他】

銘柄			投資口数等	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有 価証券	その他 有価証券	(証券投資信託の受益証券) マネー・マネジメント・ファンド	1, 012, 831, 536	822
		小計	1, 012, 831, 536	822
合計			1, 012, 831, 536	822

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	14,635	25	114 (74)	14,546	11,455	253	3,091
構築物	1,753	0	1 (0)	1,752	1,584	38	168
機械及び装置	14,659	538	248 (2)	14,949	13,691	427	1,257
車両運搬具	157	2	7	152	136	9	15
工具、器具及び 備品	24,570	1,190	1,791	23,969	22,680	1,253	1,289
土地	8,303	—	1,008 (1,000)	7,294	—	—	7,294
リース資産	16	4	—	20	5	4	15
建設仮勘定	246	1,099	1,160	185	—	—	185
有形固定資産計	64,342	2,862	4,332 (1,077)	62,872	49,554	1,987	13,318
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	1,355	524	235	830
その他	—	—	—	15	12	0	2
無形固定資産計	—	—	—	1,370	537	236	832
長期前払費用	195	2	56	141	3	0	137
繰延資産							
—	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

- | | | |
|---------------|--|----------------------------|
| (1) 機械及び装置 | 計器類生産設備の購入及び社内製作
ディスプレイ製造設備導入 | 308百万円
169百万円 |
| (2) 工具、器具及び備品 | 生産用金型の購入及び社内製作
計器類生産設備の購入及び社内製作 | 731百万円
284百万円 |
| (3) 建設仮勘定 | 計器類生産設備の購入及び社内製作
生産用金型の購入及び社内製作
ディスプレイ製造設備導入 | 390百万円
318百万円
125百万円 |

2 当期減少額の主なものは次のとおりであります。

- | | | |
|---------------|----------------------|-------------------|
| (1) 工具、器具及び備品 | 生産用金型の売却
生産用金型の除却 | 44百万円
1,561百万円 |
|---------------|----------------------|-------------------|

3 当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

4 国庫補助金の受入により取得原価より控除した圧縮記帳額は次のとおりであります。

- | | |
|-----------|--------|
| 機械及び装置 | 136百万円 |
| 車両運搬具 | 0百万円 |
| 工具、器具及び備品 | 72百万円 |

5 無形固定資産の金額は資産の総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しました。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	167	7	—	31	143
賞与引当金	1,043	875	1,043	—	875
製品補償損失引当金	919	1	163	11	745
役員退職慰労引当金	220	33	82	171	—

(注) 1 貸倒引当金当期減少額(その他)は、洗替減少額31百万円であります。

2 製品補償損失引当金の当期減少額(その他)は、補償終息に伴う取り崩しによるものであります。

3 役員退職慰労引当金の当期減少額(その他)は、役員退職慰労金制度の廃止に伴う取崩しによるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

(a) 資産の部

(1) 現金及び預金

区分		金額(百万円)
現金		5
預金の種類	当座預金	2,636
	普通預金	527
	定期預金	8,670
	定期積立預金	69
小計		11,903
合計		11,908

(2) 受取手形

(イ) 相手先別内訳

相手先別	金額(百万円)
新光商事(株)	175
森村商事(株)	59
ジェコー(株)	43
(株)加藤製作所	24
和研工業(株)	19
その他	63
計	385

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成24年3月	51
〃 4月	70
〃 5月	85
〃 6月	88
〃 7月	82
〃 8月	7
計	385

(3) 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先別	金額(百万円)
ニッポンセイキョーロッパ社	2,292
本田技研工業(株)	2,224
タイ-ニッポンセイキ社	2,128
三菱電機(株)	1,857
エヌ・エス・インターナショナル社	1,836
その他	20,102
計	30,441

(ロ) 回収状況及び滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)}$	$\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
27,432	96,683	93,674	30,441	75.5	109.5

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

(4) たな卸資産

項目	品目	金額(百万円)
商品及び製品	二輪車用計器類	442
	四輪車用計器類	1,402
	汎用計器類	295
	民生機器	929
	その他	542
	計	3,612
仕掛品	二輪車用計器類	498
	四輪車用計器類	1,570
	汎用計器類	8
	液晶表示素子	281
	有機EL表示素子	83
	民生機器	70
	その他	229
	計	2,741
原材料及び貯蔵品	電子回路部品	1,969
	電装部品	195
	樹脂部品	106
	プレス加工部品	88
	切削加工部品	4
	液晶・基板・硝子・鋼板	421
	有機EL・基板	43
	補助材料	76
	その他	106
	計	3,011

(5) 関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
エヌ・エス・インターナショナル社	50,115
ユーケーエヌ・エス・アイ社	2,747
タイ・ニッポンセイキ社	2,084
新潟マツダ自動車(株)	2,071
N S ウエスト(株)	1,980
その他	12,902
計	71,902

(b) 負債の部

(1) 支払手形

(イ) 相手先別内訳

相手先別	金額(百万円)
(株)アルプス技研	36
(株)クレスコ	20
ベクター・ジャパン(株)	14
(株)福田組	13
QMS(株)	11
その他	228
計	323

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成24年3月	60
〃 4月	87
〃 5月	76
〃 6月	81
〃 7月	17
計	323

(2) 買掛金

相手先別	金額(百万円)
エヌエスアドバンテック(株)	3,079
ベクター・アセット・ファンディング・コーポレーション	2,595
富士通エレクトロニクス(株)	1,648
三信電気(株)	1,512
エヌエスエレクトロニクス(株)	1,198
その他	10,274
計	20,308

(3) 短期借入金

相手先別	金額(百万円)
(株)三菱東京UFJ銀行	13,500
(株)第四銀行	12,420
住友信託銀行(株)	6,000
(株)大光銀行	4,450
(株)みずほ銀行	4,000
その他	21,094
計	61,464

(4) 設備関係支払手形

(イ) 相手先別内訳

相手先別	金額(百万円)
(株)オーエスアイ・インダストリー	4
(株)十王	4
(株)山電器	3
東京電機産業(株)	2
日本金型材(株)	1
その他	6
計	22

(ロ) 期日別内訳

期日別	金額(百万円)
平成24年3月	4
〃 4月	7
〃 5月	7
〃 6月	2
計	22

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り・買増し	
事務取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲二丁目3番1号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.nippon-seiki.co.jp/ir/public_notice/
株主に対する特典	ありません。

(注) 1 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ・株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

- 2 株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関である住友信託銀行株式会社は、平成24年4月1日をもって、中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、商号を「三井住友信託銀行株式会社」に変更し、以下のとおり商号・住所等が変更となっております。

取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
(特別口座)
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第66期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)平成23年6月29日に関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成23年6月29日に関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第67期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)平成23年8月10日に関東財務局長に提出。

第67期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)平成23年11月14日に関東財務局長に提出。

第67期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)平成24年2月14日に関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使結果）の規定に基づく臨時報告書

平成23年7月1日に関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6 月27日

日本精機株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五十 嵐 朗 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清 水 栄 一 ⑩

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本精機株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精機株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本精機株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本精機株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 6 月27日

日本精機株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五十 嵐 朗 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清 水 栄 一 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本精機株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第67期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精機株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月28日
【会社名】	日本精機株式会社
【英訳名】	NIPPON SEIKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永 井 正 二
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長永井正二は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社17社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社10社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去前）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去前）の概ね2／3に達している7事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし

5 【特記事項】

該当事項なし

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年6月28日
【会社名】	日本精機株式会社
【英訳名】	NIPPON SEIKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永 井 正 二
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市東蔵王2丁目2番34号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長永井正二は、当社の第67期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

